

大原庁舎等整備基本計画

令和6年3月
竹富町

目次

1. 本計画の位置づけ	1
1.1. はじめに	1
1.2. 上位関連計画	2
1.3. 関連する主な既存施設	3
1.4. 関連する町の動向	4
2. 計画敷地の現況と計画条件	7
2.1. 計画敷地	7
2.2. 施設計画に関連する法令等	11
2.3. 計画敷地における検討条件	12
3. 計画コンセプトと導入機能	13
3.1. 本計画コンセプト	13
3.2. 導入する機能と役割	14
4. 施設整備方針	17
4.1. 2つの敷地の使い方	17
4.2. 大原庁舎の整備方針	18
5. 各導入機能別の整備方針と必要規模	22
5.1. 庁舎機能編	22
5.2. 国等の関係機関機能編	27
5.3. 地域福祉施設機能編	28
5.4. 自主防災活動拠点機能編	29
5.5. 防災対策拠点機能編	30
6. 整備基本計画	32
6.1. 配置計画	32
6.2. 施設規模算定	33
6.3. 施設計画図	34
6.4. 概算事業費	35
6.5. 施設整備に必要な期間	35

7. 事業スケジュール 36

7.1. 事業範囲と事業スキーム 36

7.2. 事業スケジュール 37

7.3. 避難施設建設事業としての視点 37

8. 関連資料 38

8.1. 関係法令による計画条件 38

8.2. 環境調査の概要（報告書別添） 42



1. 本計画の位置づけ

1.1. はじめに

竹富町の庁舎建設に関する歴史は、竹富町の前身である竹富村が大正3年に八重山村より分村、その後昭和13年に「離島行政を円滑にすること」を理由に石垣島に庁舎を移転して以降、庁舎建設位置等をめぐる議論として続いてきました。

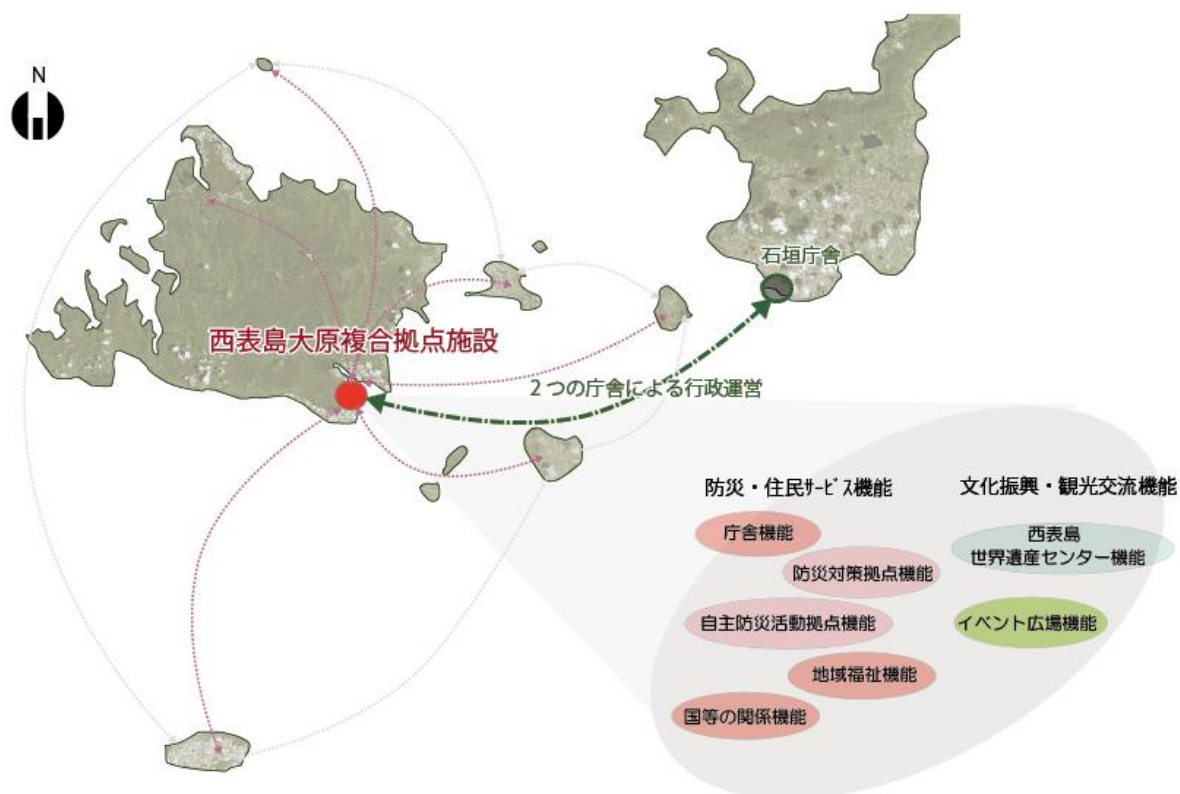
現在は、旧庁舎の課題であった施設老朽化、耐震性能の不足、大災害時における役割を果たすための機能不足などの課題や、住民ニーズの多様化への対応不足、事業の複雑化などに伴う施設の狭隘化、といった課題を解決するため、石垣島において新庁舎（以降、石垣庁舎という）を建設し、行政運営を行っています。

今後はさらなる住民サービスの拡充を目指し、竹富町内である西表島東部大原地区において、自主防災活動拠点や庁舎機能をもつ新たな防災・住民サービスの中心地となる拠点施設（以降、大原庁舎という）整備を推進します。

さらに、令和3年度に決定した奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録（以降、自然遺産登録という）に伴い、様々な活動の支援や観光客増加への対応が求められています。

また、竹富町総合計画や竹富町文化振興・観光交流拠点基本構想においては、町の歴史や文化を継承し持続的な町の発展を推進する文化振興、それらを支える、町民同士や観光客と町民が交流できる多目的なスペースの拡充が求められています。

本計画は、これら状況を踏まえ、竹富町に求められる「防災対策・住民サービス機能」の拡充を目的とした大原庁舎に関する計画として位置づけます。また、隣接する西表島世界遺産センターとも一体的な活用を目指し、竹富町のあらたな拠点施設として計画します。



図：大原庁舎の位置づけ

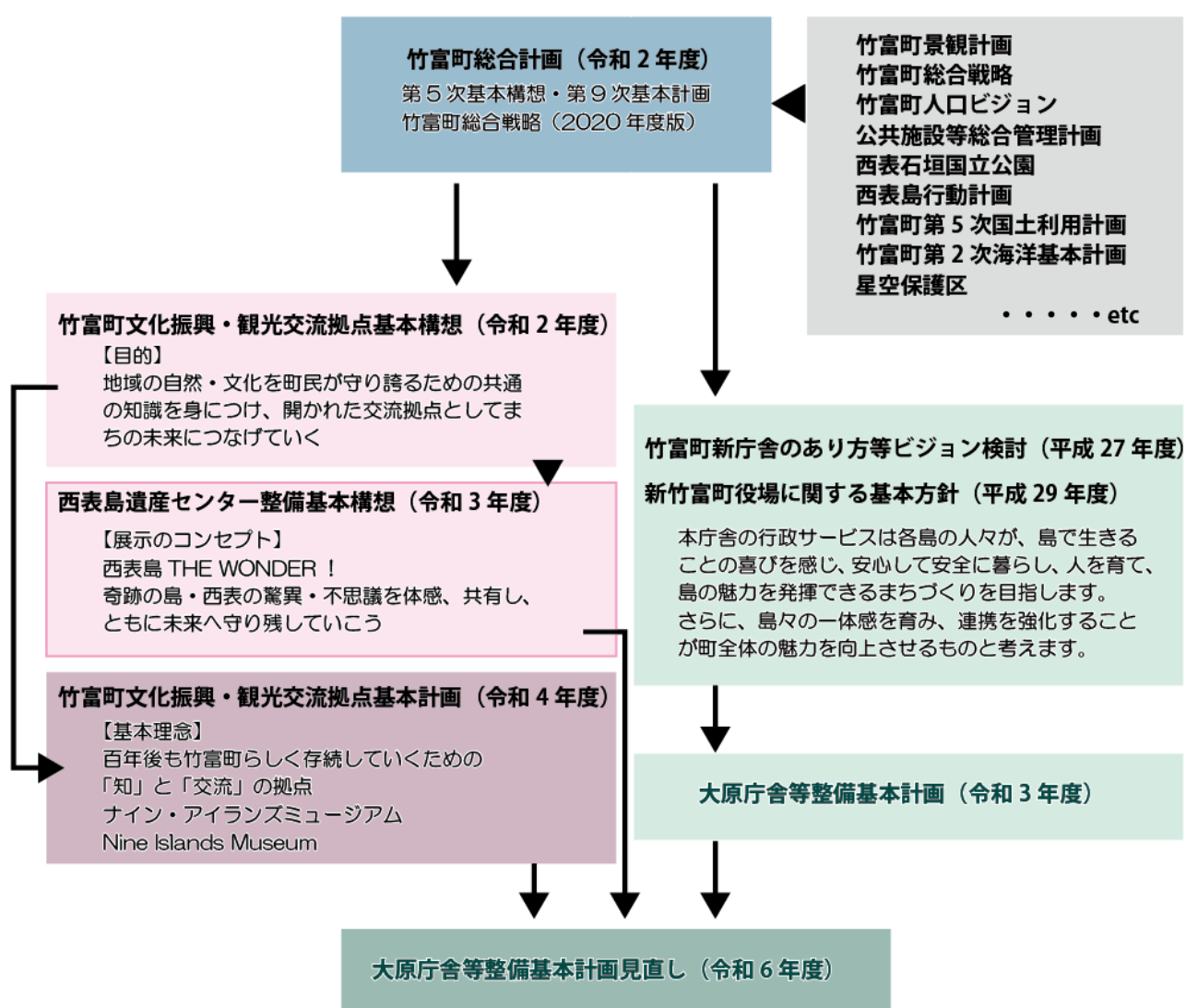


1.2. 上位関連計画

本計画は、大原庁舎等整備基本構想（令和 3 年度）及び西表島遺産センター整備基本構想（令和 3 年度）、竹富町文化振興・観光交流拠点基本計画（令和 4 年度）に続く、基本計画に位置づけられます。

文化振興・観光交流機能が有する 4 つの機能は、竹富町文化振興・観光交流拠点基本構想（令和 2 年度）から続く、西表島遺産センター整備基本構想（令和 3 年度）、竹富町文化振興・観光交流拠点基本計画（令和 4 年度）において示される施設整備のコンセプトや展示計画、必要規模算定結果などを踏襲した、大原庁舎施設として本基本計画を示します。

このように、大原庁舎は庁舎機能のみならず、文化振興・観光交流拠点機能を有することから、竹富町における新たな拠点施設といえます。



図：関連計画図



1.3. 関連する主な既存施設

本計画に関連する既存の公共施設を以下に示します。主に町民文化系施設、社会教育系施設、観光系施設が該当します。

大原庁舎と同種の施設機能である庁舎機能を有する石垣庁舎は竹富町外の石垣島に存在しています。町内には西表島、波照間島内に出張所施設が設置されています。

町民文化系・社会教育系施設のうち、唯一のホール機能を有するわいわいホールは西表島に設置されています。集会機能を有する施設は島別および西表島島内の集落別に設置されています。

観光系施設は来訪者の多い、竹富島、西表島に設置されています。

表：本計画に関連する既存施設

町民文化系・社会教育系施設（抜粋）			
島名	施設名	延べ面積	主な用途
石垣島	石垣庁舎	4,446.28 m ²	庁舎機能
竹富島	竹富島まちなみ館	417.00 m ²	集会機能
黒島	黒島伝統芸能館	485.52 m ²	〃
小浜島	小浜島集会所施設	629.03 m ²	〃
西表島	わいわいホール	701.07 m ²	同上、町で最も大きいホールを有する施設
	竹富町離島振興総合センター	1,080.90 m ²	西表島における行政出張所機能を有する
	古見の浦の里	200.26 m ²	集会機能
	開拓の里（豊原）	286.51 m ²	〃
	船浮多目的集会施設	177.19 m ²	〃
鳩間島	鳩間島コミュニティーセンター	210.12 m ²	〃
波照間島	はてるまふれあいセンター	164.37 m ²	〃

観光系施設			
島名	施設名	延べ面積	主な用途
竹富島	ビジターセンター休憩所	132.00 m ²	休憩
西表島	水中観光船管理棟	270.03 m ²	大原港施設であり、自然観察体験を提供する
	西表島エコツーリズムセンター	140.98 m ²	エコツーリズムに寄与する
	子午線ふれあい館	160.00 m ²	子午線の意義を高めつつ、地域活性化を図る

※公共施設等総合管理計画より抜粋



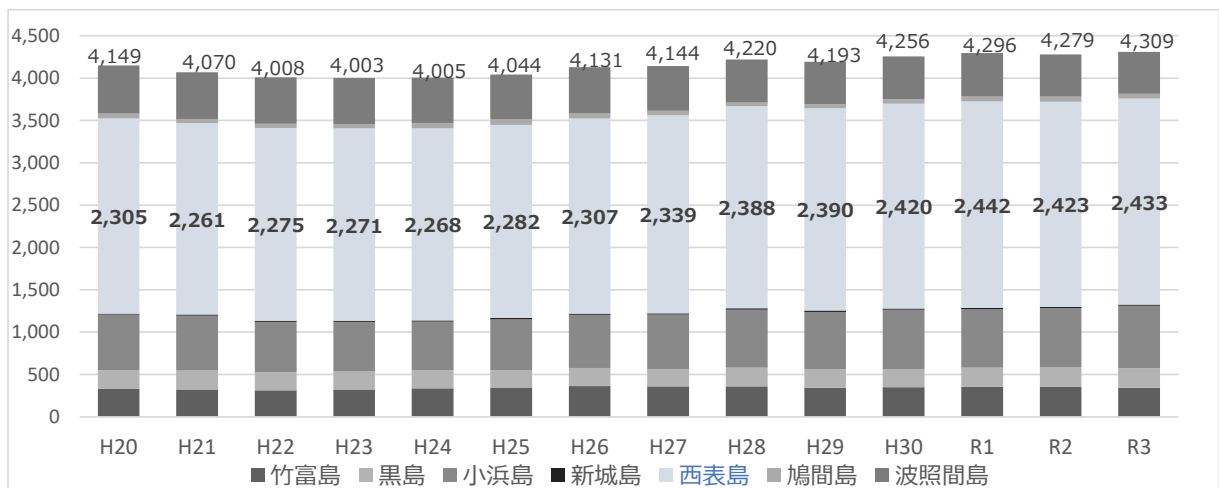
1.4. 関連する町の動向

1.4.1. 町の人口動向

(1) 町の人口推移と推計

町の総人口は、竹富町人口ビジョン（平成 28 年）で示される 2060 年までの人口推計値では、2030 年ころに 4,292 人を超える見込みでしたが、2021（令和 3）年時点ですでに 4,300 人を超えています。

令和 3 年にかけても微増傾向にあり、計画敷地のある西表島の人口も同様に微増傾向にあります。このような傾向から、今後も一定程度の移住者が見込まれる地域と考えられます。



図：令和 3 年度時点

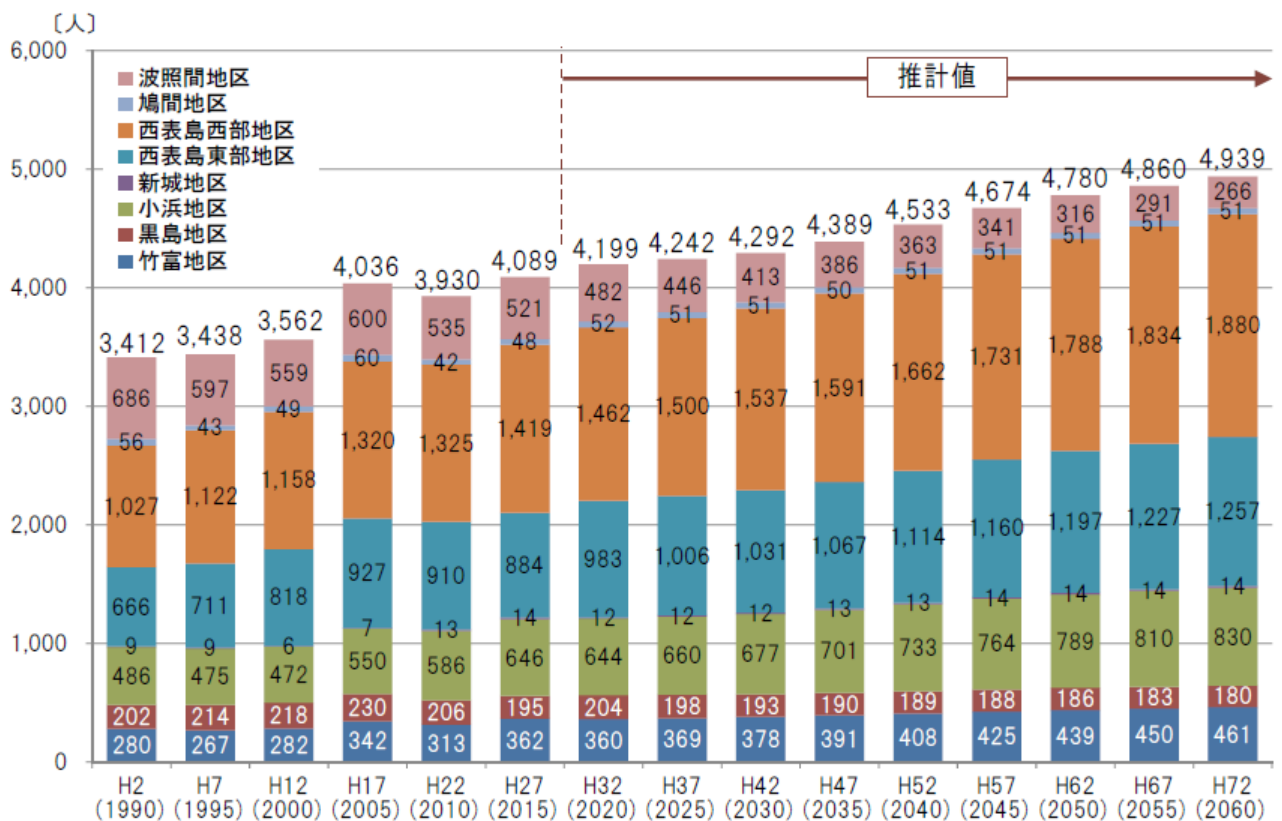


図2. 2-3 各地区の人口動向及び人口推計 平成 2 (1990) 年～平成72 (2060) 年

図：竹富町人口ビジョン(平成 28 年)より抜粋

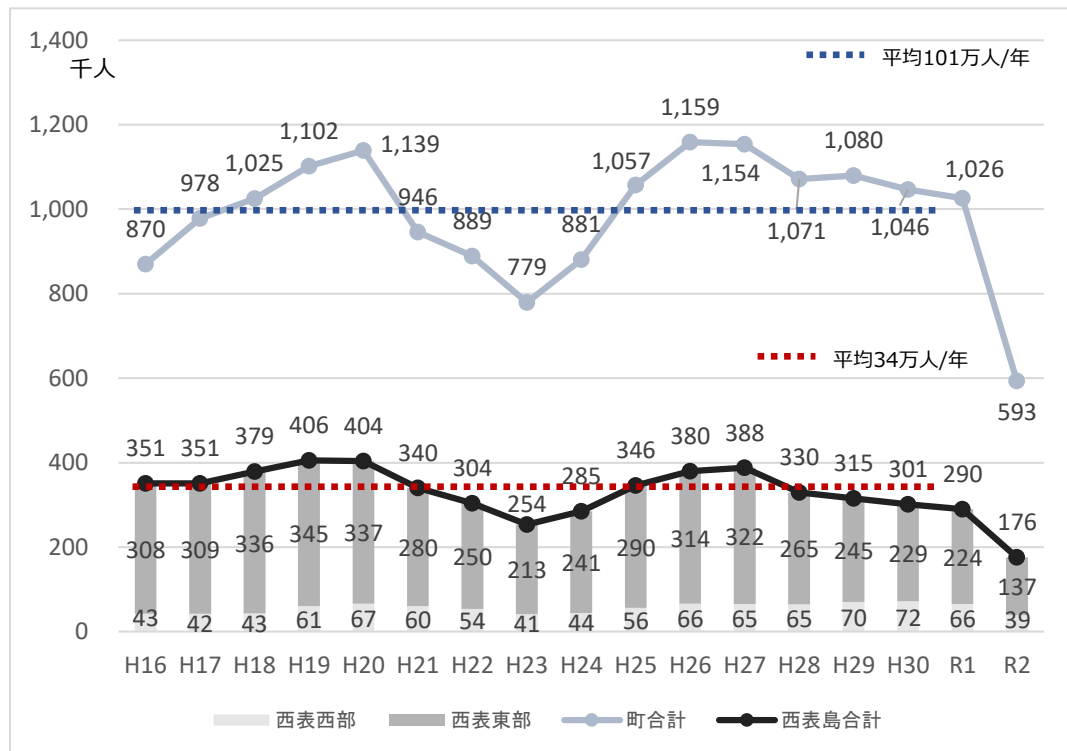


(2) 交流人口

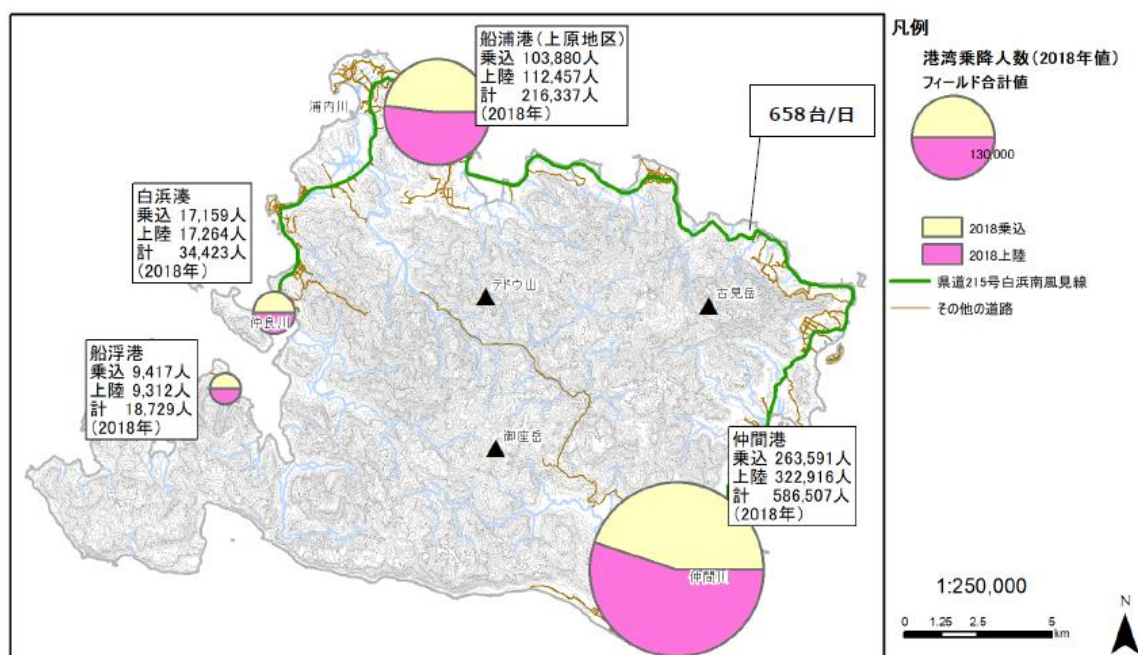
竹富町への来訪者の傾向をみると、平成16年以降は年間平均101万人、西表島への来訪者数は年間平均34万人に上ります。（新型コロナウイルス感染症拡大時期に該当するR1・2年は除外しています。）

計画敷地は西表島東部の玄関口である大原港から徒歩圏内にあり、島に訪れた観光客が最初に関わるこ
とができる玄関口として施設整備を目指すことが可能です。

また、将来的には世界自然遺産登録を契機とした、さらなる観光客数増加が見込まれています。



図：町および西表島における観光客数



図：港、道路の利用状況（抜粋：竹富町遺産センター基本構想）



1.4.2. 各機能の利用者見込み

(1) 防災対策・地域交流機能

大原庁舎が有する防災対策・地域交流機能拠点の利用者見込みを以下に示します。

庁舎機能に含まれる各課へのアンケート結果から、配置予定職員数は 9 人、庁舎機能への来訪者数は住民と業者を合わせて、1 日あたり 51 人程度と見込まれています。

表：大原庁舎の利用者数見込み

課名	職員数	一日当たりの来訪者数		一日当たりのピーク人数	
		住民	業者	住民	業者
総務課	1 (1)	100	-	10	-
税務課	1	-	-	-	-
まちづくり課	1				
上下水道課	1	-	-	-	-
農林水産課	1	5	-	-	-
健康づくり	1	-	-	-	-
福祉支援課	2	-	-	-	-
防災危機管理課	1 (2)	2	7	0	0.1
計	12 (9)				

(2) 文化振興・観光交流機能

文化振興・観光交流拠点基本構想および西表島遺産センター整備基本構想では、以下の年間来訪者数に基づく、施設規模算定を実施しています。

年間利用者数はおおむね 4 万人から 5.5 万人程度になると想定されています。

表：博物館・自然遺産センターの利用者数見込み

島名	施設名
博物館機能	【類似】 県内施設の利用状況から年間利用者数は 5.5 万人と類推
	【観光客の動向】 西表島を訪れる観光客数の上限を 33 万人とした場合、うち 30%の観光客が博物館を訪れると仮定すると年間利用者数は 4 万人と想定
自然遺産センター機能	【類似】 西表島野生生物保護センターの年間利用者数は 1.5 万人（2019 年度）
	【参考】 知床自然センター：年間利用者数 25.7 万人（2019 年） 白神山地ビジターセンター：年間利用者数 4.7 万人（2019 年） 小笠原ビジターセンター：年間利用者数 1.7 万人（2015 年） 屋久杉自然館：年間利用者数 2.6 万人（2015 年）



2. 計画敷地の現況と計画条件

本章では本計画の対象敷地状況と、関連する法令・基準による計画条件を整理しています。
これら計画条件に基づき、4章以降における計画の検討および基本計画図を作成しています。

2.1. 計画敷地

2.1.1. 計画敷地情報

本計画敷地は県道 215 号線と仲間川に挟まれた敷地です。大原港から徒歩 5 分ほど、かつ県道 215 号線に面していることから、西表島に訪れた観光客が島内に移動する際、目に留まりやすい場所です。

また、本計画敷地は 60 年ほど前に町が国から取得した敷地であり、国有林として管理されてきましたが、現在は宅地となっています。

県道 215 号線の南側には、竹富町離島振興総合センターが位置しており、役場出張所機能や集会機能、地域福祉機能などを担っています。本計画では大原庁舎建設後の一体的な活用方法を位置づけています。



項目	計画敷地	離島振興総合センター敷地（南側敷地）
事業対象地	沖縄県竹富町字南風見ザラザキ 201-1	沖縄県竹富町字南風見 201 番地の 47
主要用途	官公庁	官公庁
面積	敷地面積 約 6,500 m ²	敷地面積 約 7,355 m ² （未測量）
建ぺい率	指定なし	指定なし
容積率	指定なし	指定なし
用途地域	都市計画区域外	都市計画区域外
防火地域	指定なし	指定なし
地区・地域	西表石垣国立公園 普通区域	西表石垣国立公園 普通区域
日影規制	指定なし	指定なし
高度地区 特別用途地区 風致地区	竹富町景観計画 集落景観保存地区	竹富町景観計画 集落景観保存地区
その他の条例・規制	沖縄県県土保全条例 沖縄県赤土等流出防止条例	沖縄県県土保全条例 沖縄県赤土等流出防止条例
前面道路	白浜南風見線 県道 215 号線 幅員 7.3m～12.5m	



2.1.2. 計画対象敷地の現状

(1) 計画敷地の現状

計画敷地は西表島世界遺産センターと隣接した一体的な敷地です。現在は建物等による活用は無く、敷地周辺に既存樹木が育成しており、3か所の池が存在します。（うち1か所は消失の可能性あり）

樹木のないエリアは、枯れた草木があり、地表面があらわになっています。

北側は仲間川河口に面し、南側は県道215号線に面しており、道路面から1mほど計画敷地の方が高くなっています。

なお、西表島世界遺産センターとの敷地境界については、今後の協議により確定する予定です。





(2) 南側敷地の現状

南側敷地は竹富町離島振興総合センターとして活用されており、一般用駐車場、公用車駐車場、消防車庫、芝生広場を有しています。敷地内の構内道路は周辺住民にも利用されています。

芝生広場はゲートボール大会などが開催されており、町民の憩いの場となっています。





第2章 計画敷地の現況と計画条件

(3) 離島振興総合センターの現況

離島振興総合センターは西表島東部出張所機能を有し、このほかにも複数の役割を担っています。

具体的には、庁舎の出張所機能、どうぶつたちの診療所機能、デイサービス機能、学力テスト実施会場など教育の場、各種備品の保管、集会所を含む多目的室による活用です。

このうち、デイサービス機能や一部多目的室については、令和3年度に竣工した西表島東部複合型福祉施設に移転を予定しています。



2階平面図
床面積 341.50㎡



1階平面図
床面積 739.40㎡

離島振興総合センターが有する諸室と面積					
必要機能	面積	必要機能	面積	必要機能	面積
事務室	73.50 ㎡	調理実習室	49.00 ㎡	視聴覚兼研修室	73.50 ㎡
給湯室	5.72 ㎡	物置	7.32 ㎡	婦人会・青年会室	59.50 ㎡
倉庫	16.80 ㎡	給湯室	6.68 ㎡	図書室	63.00 ㎡
保健室	29.98 ㎡	便所	33.50 ㎡	娯楽室	49.00 ㎡
宿直室	25.90 ㎡	民俗資料室	45.22 ㎡	会議室	49.00 ㎡
浴室	16.10 ㎡	集会室	228.16 ㎡	物置	9.48 ㎡
便所	28.00 ㎡	放送室	15.00 ㎡	給湯室	4.52 ㎡
老人室	49.00 ㎡	ステージ	40.00 ㎡	便所	33.50 ㎡
婦人講座室	49.00 ㎡	控室	16.30 ㎡		
合計					1,080.9 ㎡



2.2. 施設計画に関連する法令等

施設計画に関わる法令は、建築基準法及び関係法令のみならず、計画敷地特有の法令として、自然公園法、景観法があげられます。

これら法令に基づき、西表石垣国立公園管理計画（環境省）、竹富町景観計画（竹富町）が制定されています。各計画では建物形態に関わる条件を示しています。これらをもとに、本計画に関わる主な内容を以下の表に示します。

このほか、条例として、沖縄県赤土等流出防止条例や沖縄県福祉のまちづくり条例などへの対応が必要です。これら関連するすべての法令・条例・基準等を本計画の計画条件とします。

表：関係法令一覧及び関連内容

建築基準法・条例関連	自然・環境関連
建築基準法関係法令	自然公園法許可申請 第20条
竹富町火災予防条例	竹富町自然環境保護条例
竹富町地域防災計画	鳥獣保護管理法
津波防災マニュアル	国有林野管理経営に関する法律
救急医療機関	種の保存法
竹富町内 AED 設置施設	文化財保護法（天然記念物）
土壌汚染対策法	森林計画
水質汚濁防止法関係	西表島行動計画
沖縄県福祉のまちづくり条例	星空保護区
建設リサイクル法	-
景観法関連	都市計画・開発関連
沖縄県景観形成基本計画	竹富町開発事業指導要綱
竹富町景観計画・条例	沖縄県県土保全条例
-	沖縄県赤土等流出防止条例

条件項目	内容	関係法令
建物規模	・2階以下かつ10m以下	景観計画
建物配置	・緑の稜線を乱さないよう高さ・配置に配慮 ・山並みの景観や海への眺望景観を阻害しないよう配慮することとし、建築物等が大規模となる場合は、自然景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行う ・屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行う	自然公園法 景観計画
屋根形状	・屋根は琉球赤瓦葺き ・建築物の屋根の形状は寄棟（4～6寸勾配）	自然公園法 景観計画
意匠	・金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いない ・建築物の外壁は、周辺の自然景観になじむ色彩	自然公園法 景観計画
囲障	・サンゴ石積による石垣 ・垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは敷地地盤面から1.5m以下	自然公園法 景観計画
外構計画	・敷地内は敷地面積の60%以上の緑化 ・郷土樹木、熱帯花木などによる修景緑化 ・屋外の駐車場は、できる限り緑化	自然公園法 景観計画
排水関係	・汚水の海への直接排水は認めない。	自然公園法
その他	・赤土流出防止として濁水貯留施設等の計画が必要 ・屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いない	赤土流出防止 景観計画

※今後、建設までに期間内に景観計画の区域は変更になる見込みです。



2.3. 計画敷地における検討条件

上述した計画敷地の現況を踏まえた、本計画の検討条件を以下に示します。

なお、建築基準法など、主に施設設計段階以降にて表現される内容についても検討条件とします。

表：敷地活用の方角性

条件項目	条件内容
敷地活用の方角性 (共通)	西表石垣国立公園地域内の敷地であることや、世界自然遺産に関わる機能を有すること、多くの来訪者が見込まれることから、自然環境へ配慮した敷地活用であるとともに、施設形態についても計画敷地にふさわしい計画とする。

表：施設計画に関する条件

条件項目	条件内容	
敷地面積	6,500 m ²	
施設規模の設定	建蔽率なし	(景観法) 敷地内は緑化するものとする。
	容積率 400%相当	(景観法) 建蔽率なし、4 階以下かつ 13m以下の規制
施設配置・形態	大規模な施設は分節化する必要があるため、単純な箱型形状ではなく、適度に分節した施設とする。 さらに、屋根形状は可能な限り勾配屋根とし、高さ 13m 以下とする。囲障は可能な限り石積又は生垣として、緑化による修景を行う。	
既存自然環境の扱い	既存の自然環境への影響を最小限とするため、既存樹木の存置や池の活用、赤土流出防止策として、土地の掘削を伴う地下空間は原則設けないこととする。	



3. 計画コンセプトと導入機能

本章では施設整備に関するコンセプト、各導入機能別の整備方針及び必要規模を示します。

施設に導入する機能は、施設整備のコンセプトに基づいた7つの機能に集約し、それらの役割について示します。

3.1. 本計画コンセプト

大原庁舎に導入する7つの機能の役割・施設整備の考え方から、一つの施設として整備するために重要となる5つの視点「住民サービス拠点」「行政運営・災害時対応拠点」「町の魅力発信拠点」「生涯学習拠点」「複合施設としての合理化」を定めます。これら視点をもとにした、大原庁舎施設整備のコンセプト案を示します。

計画コンセプト

防災機能・住民サービス機能 **拡充** による

町民の安心・安全・利便性の向上を図り、町を **紹介** する **複合拠点**

～ ～ 竹富町の新たな拠点 ～ ～

行政サービスの
拠点

石垣庁舎と大原庁舎を中心に、すべての有人島を繋ぐネットワークシステムを構築しつつ、西表島の課題に対応する人員の配置を行うことで、住民が享受可能なサービスの向上と機会均等を図ります。また、来庁者のだれもが利用しやすいユニバーサルデザインに対応した施設整備を実施します。

行政運営
拠点

竹富町内における新たな行政機能の拠点の1つとして、行政執務機能、防災対応拠点、国や関係機関の出先機関なども備え、これまで以上に円滑な行政運営と町民生活の利便性向上を図るための拠点として整備します。

住民の安心・安全
を守る

石垣庁舎・各島の出張所機能と連携した緊急時・災害時の対応機能を持つ防災対策拠点として位置づけ、かつ事業継続可能な機能を備えた整備を実施します。

また、将来想定される様々な有事への対応が可能な避難所としての役割も担い、屋上を活用した一時避難場所、有事かつ長期避難に対応できる地下避難施設を備え、地域住民の安心・安全を守るための拠点として整備します。

町を紹介する拠点

西表島に訪れる人々が立ち寄り易い場所であること、西表島世界自然遺産センターと隣接する施設であることを踏まえつつ、誰もが利用できる屋上広場の開放や、イベントに供与可能なスペースの提供、誰でも気軽に利用できる場の設置など、来訪者でも利用できる施設として整備します。

様々な機能を
活かした整備

複数の機能を持つ竹富町の新たな拠点施設として、各機能を高め合う施設整備を実施します。

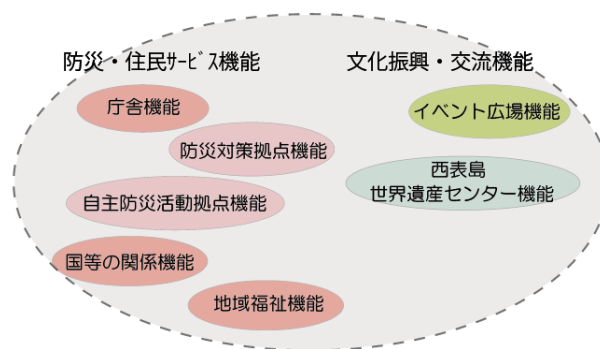
具体的な施設整備にあたっては、共有機能の集約、フレキシビリティの高い施設計画、利用者の利便性向上、執務の効率化、気候に合った自然環境負荷低減などに努め、長期間に渡って使用し続けることのできる施設を目指します。



3.2. 導入する機能と役割

計画コンセプトの実現に向け『文化振興・観光交流機能』と『防災対策・地域交流機能』の2つの分類による合計7つの公共施設機能を大原複合拠点に導入します。

このうち西表島大原複合防災拠点施設に導入する5つの機能における「役割」・「整備に向けた基本的な考え方」を以下に示します。



庁舎機能

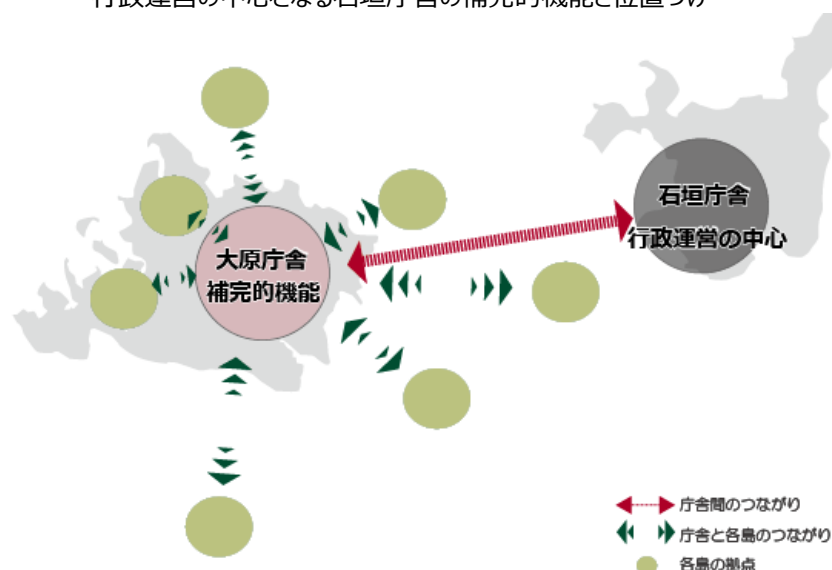
(1) 庁舎機能の位置づけ・役割

石垣庁舎は、耐震性能不足解消などを目的とした施設建て替えにより、庁舎機能として執務機能、窓口機能、防災機能、議会機能を有し、行政運営に必要なすべての機能を備えています。

一方、竹富町内の住民は庁舎機能を利用するため、石垣庁舎に向く必要があります。また、石垣庁舎は防災対策拠点を有しておりますが、庁内の防災対策拠点は各島においては、「防災対応」や「住民サービス機会均等」などのさらなる行政サービスの充実が必要と考えられます。

大原庁舎の整備にあたっては、石垣庁舎を「行政運営の中心」、大原庁舎を「住民サービスの中心」と位置付け、各島と連携したネットワーク構築による住民サービスを担う拠点施設として役割を果たすための整備方針を検討します。

行政運営の中心となる石垣庁舎の補完的機能と位置づけ



(2) 施設整備にむけた基本的な考え方（整備コンセプト）（案）

庁舎機能の位置づけ・役割を踏まえた、施設整備のコンセプト案を以下に示します。

行政システムのネットワーク化で実現する機会均等な住民サービスの提供

◆行政運営の石垣庁舎を補完する機能システム

行政運営の中心である石垣庁舎と、同様のサービスが提供できるシステムを大原庁舎中心に構築し、各島でも行政サービスを受けることができる拠点庁舎として整備する。

◆庁舎機能の役割を明確にした、効率的で省スペースな庁舎施設整備

石垣庁舎と合わせて過大にならない施設規模とし、他の導入機能と複合化可能な機能については、積極的な複合化を図り、効率的な施設利用と省スペースな複合機能庁舎施設を目指す。



関係機能

(1) 国等の出先機関機能の位置づけ・役割（案）

大原庁舎の整備に伴い、国等の機能として、大原庁舎内での執務を行うことが望ましい機能については、執務機能を整備し、庁舎機能と連携して効率的な業務を行うことを目的とする。

(2) 施設整備にむけた基本的な考え方（整備コンセプト）（案）

国等の出先機関機能の位置づけ・役割を踏まえた、施設整備のコンセプト案を以下に示します。

◆国等の機関が使用可能な執務空間を備えた庁舎

大原庁舎内に配置される出先機関が十分に役割を果たすことが可能な諸室と機能を備えた庁舎として計画する。

◆将来的な配置換えなどにも対応可能なフレキシブルな執務空間

施設の供用期間中に、出先機関の追加や入替、撤退などにより求められる諸室・機能が変更になることや余剰が発生することが想定される。これら課題に対応するため、可能な限りフレキシブルな執務空間の整備に努める。

地域福祉機能

(1) 地域福祉機能の位置づけ・役割（案）

西表島における保健施設機能として、保健師の常駐および住民からの相談対応、庁舎機能、防災対策機能と連携した取組を行う。

(2) 施設整備にむけた基本的な考え方（整備コンセプト）（案）

地域福祉機能の位置づけ・役割を踏まえた、施設整備のコンセプト案を以下に示します。

◆住民が気軽に活用できる相談の場

保健に関する専用の相談室を配置し、プライバシーを確保しつつ、気軽に利用できる設えとする。

◆災害時は避難所機能のひとつとして、避難者の健康管理を行う場

避難中の健康管理を担い、二次被害がないよう努める。



自主防災活動拠点機能 防災対策拠点機能

(1) 防災機能の位置づけ・役割（案）

西表島における防災活動の拠点施設として、防災対策本部機能や避難所機能を設置し、有事の際に行政だけでなく、住民も自主的に活動できる拠点として整備します。

(2) 整備コンセプト（案）

アンケート結果や事例をもとに作成した整備コンセプト案を示します。

◆町内における災害時の活動拠点

石垣庁舎と連携し、町内・西表島島内の災害時の拠点として、屋内屋外の避難所機能や防災備蓄倉庫の設置、防災広場の設置による、拠点機能を有する施設として整備する。

◆地域住民を保護する地下避難施設

災害時のみならず有事の際の人命保護や長期避難を目的として、堅ろうな地下避難施設を設置し、先島諸島における安全を確保する重要な施設として整備する。

◆町への来訪者にとっても気軽に利用できる機能

十分な避難所を設けることで住民のみならず、来訪者にとっても安心できる場として位置づける。

また、屋外の避難所スペースは、観光利用や隣接する西表島世界自然遺産センターとも連携した日常的な使用を目指す。

◆避難機能をもつホール機能

有事や災害時は避難施設として活用するホール機能を計画します。有事や災害時は大きな空間をもつ避難場所として、多様な人々への対応、物資の一時貯蔵、屋内の一時避難対応など、多様な使用方法をもち、平時は地域住民のいこいの場やイベントの開催により活用する。



4. 施設整備方針

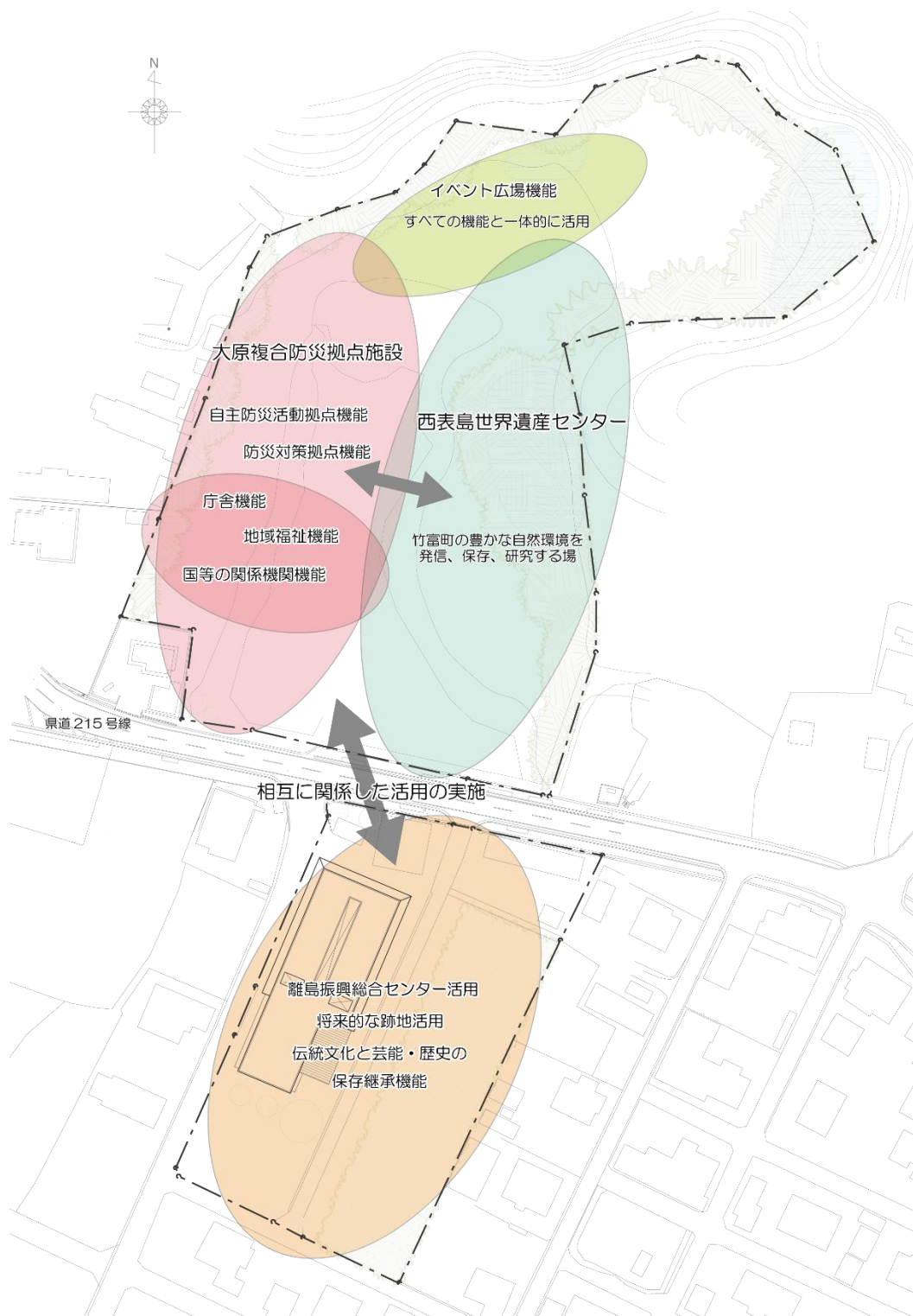
本章では施設整備に関するコンセプト、各導入機能別の整備方針及び必要規模を示します。

施設に導入する機能は、施設整備のコンセプトに基づいた7つの機能に集約し、それらの役割について示します。

4.1. 2つの敷地の使い方

本計画敷地の西側が「西表島大原複合防災拠点施設」、東側が「西表島世界自然遺産センター」の敷地になります。さらに県道215号を挟んで南側にある離島振興総合センターの敷地との関係にも留意しつつ、住民と観光客がともに利用する一体的な拠点として整備を行います。

これら複数の拠点整備計画を総称して『西表島大原複合拠点施設計画』と位置付けます。特に本計画では「西表島大原複合防災拠点施設」についての施設整備計画を示します。





4.2. 大原庁舎の整備方針

計画コンセプトに基づき、大原庁舎として施設整備を行う上で必要な整備方針を以下に示します。導入機能別の整備方針や整備内容は個別に示します。

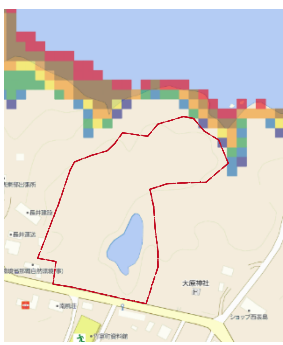
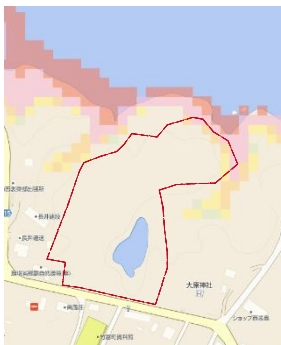
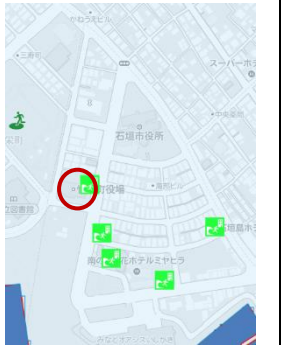
■ 住民サービスの充実に資する整備方針

- ◆ 窓口業務などの住民サービス対応は、町民の機会均等を目指し、大原庁舎だけでなく石垣庁舎や各島の出張所とも連携したネットワークシステムを構築します。大原庁舎ではネットワークシステムの拠点機能を備えます。
- ◆ あらゆる有事に対応するため、西表島のヘリポートとも連携し、海上移動が行えない場合や時間が限られる場合などに対応できる拠点として整備します。

■ 災害対策拠点としての整備方針

- ◆ 大原庁舎には、本町の石垣庁舎が有する災害対策本部機能と同等の災害対策本部機能を整備し、本町の被災状況に応じて稼働できる施設とします。
- ◆ 本計画敷地は津波・高潮ハザードマップの範囲外であり、石垣庁舎は津波 2m 以上 10m 未満、かつ高潮浸水エリアであることから、特に津波の被災時には、町の災害対策本部として稼働することが可能です。
- ◆ また、避難所機能や災害時の活動拠点施設としても位置付け、被災後の復興に対応します。避難所として活用する室は、大原庁舎が有する複数の機能において総合的に対応し、屋外の緑化スペースは防災広場や災害時の活動の場としての活用を行います。
- ◆ この他、町の防災計画や国土強靱化計画、総合計画など関連する計画とも整合を図り、町の災害対策拠点として整備します。

表：庁舎施設に関するハザードマップ

大原庁舎		石垣庁舎	
高潮浸水区域	津波浸水区域	高潮浸水区域	津波浸水区域
			
0.5m未満の区域 0.5m以上1.0m未満の区域 1.0m以上2.0m未満の区域 2.0m以上3.0m未満の区域 3.0m以上4.0m未満の区域 4.0m以上5.0m未満の区域 5.0m以上の区域	0.3m未満の区域 0.3m以上1.0m未満の区域 1.0m以上2.0m未満の区域 2.0m以上5.0m未満の区域 5.0m以上10.0m未満の区域 10.0m以上の区域	浸水区域に該当 ※浸水高を記載なし	10m以上 5m以上～10m未満 2m以上～5m未満 1m以上～2m未満 0.3m以上～1m未満 0.3m未満



■ 有事に対応した避難施設の方針

- ◆ 令和6年3月に内閣官房より公開された国民保護法に基づく「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に関わる基本的考え方について」を踏まえ、有事の際に地域住民を守り、長期避難を可能とする避難施設機能を計画します。
- ◆ 具体的な計画内容は「特定臨時避難施設の技術ガイドライン」に基づくこととします。
例）1人当たり2㎡、2か所以上の出入り口、避難期間に応じた設備機器、備蓄倉庫機能など
- ◆ 避難期間については、ガイドラインにて2週間が例として示されていますが、本計画では離島であることを踏まえ、約1か月間100名が避難生活可能な計画とします。

■ 建物構造計画の方針

- ◆ 建物構造は、国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」において、災害対策本部・避難所として、「特に重要な官庁施設」と位置付けられるため、大地震発生時に建物の設備や機能の被害を最小限に抑え、維持することが求められます。
- ◆ 以上のことから、耐震安全性の「構造体：Ⅰ類・建築非構造部材：A類・建築設備：甲類」を目標とします。

表：建物構造の耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※建物の重要度に応じ設計時に地震力を割増す係数のことを重要度係数という。

構造体の分類におけるⅠ類の重要度係数は1.5、Ⅱ類は1.25、Ⅲ類は1.0である。

■ 自然環境対策の方針

- ◆ 西表島における生物多様性や自然環境を守るため、建設時、建物運用時において、様々な対策に取り組めます。

① 省エネルギー性能の高い施設計画

- ◆ 西表島の自然条件を活かし、自然採光や自然通風を取り入れ、特に夏季の冷房負荷低減を図ります。
- ◆ 景観に配慮した琉球瓦の屋根は庇を深くすることで、日射を遮蔽し、通風利用が可能です。伝統的な建築様式を踏襲したパッシブ建築を目指し、環境負荷の低減を図ります。

② 再生可能エネルギーの活用

- ◆ 西表島の自然環境を考慮し、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを活用します。災害時にも有効活用することが可能です。

③ 維持管理の容易な施設計画

- ◆ 海岸に隣接することから、建物や各設備などの劣化に対し、適切な対策を講じます。
例）機械室の屋内化、管理用バルコニーの設置、改修時のスペース確保など。

④ 赤土流出対策の徹底

- ◆ 赤土の流出は海洋汚染の原因となるため、地下室を計画する際は適切な処理対策を行うこととします。
- ◆ 施設運用後も雨水等で赤土が流出しないよう、沈砂槽を設けるなど、「沖縄県赤土流出防止条例」に則った対策を講じます。



■ 施設計画・デザインの方針

- ◆ 本計画敷地は竹富町景観計画の区域内に該当することから、琉球赤瓦を使用した伝統的な琉球建築として検討します。
- ◆ 西表島大原複合拠点施設は西表島大原の玄関口にあり、大原港を利用して西表島に入島した場合は、多くの人の目が届く施設となります。また、施設が担う様々な機能は、町外からの来訪者が見込まれることから、「竹富町らしさ」「西表島らしさ」を体現した、町のシンボルとなる施設デザインが望まれます。



■ 土地利用計画の方針

- ◆ 西表島大原複合拠点施設は複数の機能を有し、様々な目的を持った人が訪れるため、明確なセキュリティ区画が重要です。特に庁舎機能などの日常的な執務機能と窓口などの住民利用が主となる機能や利用方法により来訪者が異なるホール機能、自然遺産センターなどの主に観光客利用があるものなど、複合拠点施設における合理化を目指しつつ、明確なセキュリティ区画を設けます。
- ◆ この他、災害活動拠点として動線確保や、円滑な避難所利用のための動線計画、物品搬出入のためのバックヤード動線など施設運用上における動線も複数必要になるため、可能な限り合理的な建物配置計画とします。
- ◆ 前面道路から敷地内にアプローチする経路は、徒歩・車での来訪者に応じた動線を計画します。また、観光バスなどによる来訪も想定し、敷地内のみならず周辺の駐車スペースとも連携した駐車スペースを計画します。

■ 駐車場整備の方針

職員アンケート調査の結果や西表島世界自然遺産センターなどの想定来訪者数に基づき、以下の車両別に駐車台数を計画します。

西表島大原複合拠点施設と西表島世界自然遺産センターの建設時期が異なるため、すべての駐車台数は両施設建設完了時に目指す台数とします。

必要台数の分け方については、今後調整することとします。

なお、竹富町景観計画を踏まえ、駐車スペースは可能な限り緑化を行います。

表：駐車台数

車種	駐車台数
職員・公用車（屋外）	19 台
救急車両（屋内）	2 台
町民専用	20 台
来訪者用	20～40 台
車いす対応	10 台に 1 台
一般車両合計	59～79 台
観光バス	5 台



■ バリアフリー・ユニバーサルデザイン計画の方針

- ◆ 異なる目的を持った来訪者が訪れる施設であるため、総合案内機能を施設入口付近に設置し、来訪者の利便性向上に努めます。
- ◆ サイン計画は西表島大原複合拠点施設が有する様々な機能を通して統一感のあるデザインとし、視覚・聴覚障がい者、外国人などにも配慮した音声案内装置や点字表記を計画します。

■ 複合拠点施設としての整備方針

- ◆ 西表島大原複合拠点施設が有する機能は、一体的な方針のもと、利用者にとって利便性が高く、居心地の良い施設となることを目指します。
- ◆ 別棟となる施設は回遊可能な動線を確保し、それぞれの施設に訪れた人が相互の施設を行き来しやすい動線計画とします。また、ホール機能と屋外空間はイベント利用や駐車利用、防災広場など、一体活用を踏まえた計画とします。
- ◆ 西表島大原複合拠点施設は、庁舎系機能と災害対策機能、ホール機能の複合施設であることから、それぞれの利用者や運営者が異なることに配慮した計画とします。

■ 施設に関する財源計画の方針

- ◆ 大原庁舎の建設・運用にあたっては、関連する補助制度などを最大限活用し、事業実現を目指します。本事業にあたっては「緊急防災減災事業債」や特定臨時避難施設に係る取組などをおして活用可能な補助制度を利用します。
- ◆ 特に大原庁舎は防災拠点機能と補助制度適用範囲について設計段階での詳細検討が必要です。

■ 民間活力導入の方針

- ◆ 大原複合防災拠点施設は、行政運営に係る機能が多く、民間事業者による施設運営の可能性はホール機能のみです。また、防災拠点機能を有する拠点施設であることから、従来通り直営による施設運営が望ましいと考えられます。
- ◆ ただし、施設建設にあたっては設計建設一体型（DB 方式）の発注による財政負担軽減に向けた発注方式を検討します。
- ◆ また、複数の行政機能が主たる機能であり、建設に向けては使い方などを踏まえた意見調整が必要になるため、設計内容に発注者の意見を反映しやすい、基本設計先行型による発注方式を検討します。



5. 各導入機能別の整備方針と必要規模

5.1. 庁舎機能編

5.1.1. 石垣庁舎と大原複合防災拠点施設、各島の拠点が担う機能

大原複合防災拠点施設が担う機能は石垣庁舎との役割を明確にしたうえで、必要な機能のみを配置します。

表：各庁舎が担う機能

石垣庁舎		大原複合防災拠点施設	各島の拠点
執務機能	宿直室	執務機能	窓口機能
窓口機能	社会福祉協議会	休憩仮眠機能	
倉庫機能	ファミリーサポートセンター	窓口機能	相談機能
防災対策機能	物産観光振興公社	倉庫機能	防災対策機能
町長室	商工会	防災対策機能	交流機能
副町長室	観光協会	町長室	
会議室	研修宿泊室	会議室	
議会機能		交流機能	
交流ラウンジ		相談・調整機能	
行政運営の拠点機能		防災・住民サービス機能	サービス提供機能

5.1.2. 施設整備方針

庁舎機能に必要な整備内容を以下に示します。

執務機能 大原庁舎内で担う執務全般を行うための執務空間を整備

■ フレキシブルで開放的な執務空間

- ✓ 複数の機能で構成される庁舎の執務空間として、個人情報や行政情報などの漏洩に配慮しつつ、将来的な組織改編にも柔軟に対応可能な、オープンフロア形式を基本とします。
- ✓ 設置しなければならない間仕切り壁は、乾式工法を原則とし、将来のレイアウト変更に対応します。

■ 複数の課が集約されたオープンフロア

- ✓ 課の配置は、それぞれ担う人員が少数であることから、オープンフロア内に集約して配置します。
- ✓ 課ごとの仕切りなどは、収納棚などを活用し、可変性が高く効率的な執務空間とします。(ユニバーサルプランの採用)
- ✓ 窓口業務を担う課については、窓口との連続性を持った配置計画とし、業務の効率化を図ります。
- ✓ 空調や照明などの設備計画は中央管理方式とすることで、施設全体のエネルギー効率化を図ります。

■ テレワーク可能な庁内通信設備

- ✓ 悪天候などの影響により、職員が出勤できない場合が想定されるため、自宅や最寄りの出張所、石垣庁舎から遠隔対応可能な通信設備を備えます。

休憩仮眠機能 離島であることを踏まえた福利厚生機能

■ 宿泊機能の設置

- ✓ 更衣室、休憩室、給湯室に加え、退勤が困難な場合を想定し、シャワールームを設置します。
- ✓ 宿泊室は最大10人程度が寝泊まり可能な設備を備えます。



窓口機能 来庁する住民のみならず、各島でも享受可能な住民サービス提供機能を整備

■ 各島をつなぐネットワーク窓口の設置

- ✓ 各島の出張所や郵便局とインターネット上で対応可能な通信設備を整備し、大原庁舎・石垣庁舎に訪れなくとも、同様のサービスが受けられるネットワーク窓口機能を整備します。
- ✓ 将来的には町民個人が所有するネットワーク端末により、アクセス可能とすることを目指し、機会均等な住民サービス拠点として整備します。
- ✓ ネットワーク窓口機能は石垣庁舎とも連携して、可能な限り石垣庁舎と同様なワンストップサービスの対応を行います。
- ✓ 書類等のやり取りもネットワーク上での対応を実施し、住民サービスの向上に努めます。

表：ネットワーク上で対応可能な手続等

・各種届出、申請	・住民票などの請求	・納税証明書発行
・印鑑証明発行	・相談窓口	

窓口機能 複合施設としてわかりやすい住民窓口の配置

■ 窓口までの明瞭な動線計画

- ✓ 複数の機能が複合する大原庁舎では、様々な目的を持った来訪者が訪れます。住民サービスの利便性に配慮し、出入り口の明確化、わかりやすい動線を整備します。

■ わかりやすいサイン計画

- ✓ 動線計画と同様に、来訪者の利便性向上のため、わかりやすいサインを計画します。また、外国人の利用も見込まれることから、多国語に対応した記載内容とします。

■ 待合スペースの設置

- ✓ 1日あたりに想定される窓口への来庁者は少数であるものの、窓口カウンターも数が少ないため、来庁者が重なった場合に利用できる簡易な待合スペースを設置します。

相談機能/調整機能 個別相談に対応した相談スペースの配置

■ プライバシーに配慮した相談窓口

- ✓ 窓口では個人的な相談や情報の取り扱いが行われるため、専用の相談スペースを設置することでプライバシーの確保に努めます。
- ✓

防災対策機能 石垣庁舎と連携した防災対策拠点機能

■ 防災対策拠点機能の設置

- ✓ 災害時の防災対策拠点機能として、石垣庁舎と同規模の機能を計画します。いずれかの機能が使用できなくなった場合でも、災害対応の実施が可能です。
- ✓ 会議室のうち1部屋は、防災対策本部として使用可能な情報通信環境を備えた会議室とします。

■ 避難所機能の設置

- ✓ 災害時は大原庁舎施設、駐車場、広場などは、災害対応活動の場や住民の緊急避難場所として活用します。緊急車両の乗入れや支援物資の受入れ、搬送が可能な配置計画とします。



■ 災害時のインフラ対応

- ✓ 電気設備は自家発電機能をもつ、コージェネレーションシステムや太陽光発電システム、風力発電システム、非常用発電システムなどを検討し、災害時においても最低 72 時間の電力供給が可能な設備を計画します。
- ✓ 給水遮断時に備え、給水設備は受水槽方式による対応とするほか、雨水利用設備の導入を検討します。平時から散水や汚水排水などに利用します。

倉庫機能 行政執務・災害時に対応した倉庫

- ✓ 日常の執務・事務において必要な物品等を保管するための倉庫を設置します。倉庫位置は執務空間、外部から取り出しやすい場所に計画し、組織改編に対応しやすい配置とします。
- ✓ 倉庫に保存する書類は、町民情報などが記載されているため、適切なセキュリティを備えた倉庫とします。
- ✓ 災害時は防災対策拠点となることから、町の防災備蓄倉庫機能を担い、住民の安全確保に努めます。また、防災備蓄倉庫は災害時の支援物資の受入れ拠点機能も担うことから、十分に余裕のあるスペースを確保します。

遺体安置機能 安全に遺体を安置する機能

- ✓ 自宅等で安全に遺体安置を行えない場合や、身寄りのない場合、身元不明の場合などに対応するため、搬送までの数日間、安全に安置することのできる室を設けます。

会議室機能 多目的に使用可能な会議室

- ✓ 大原庁舎の庁舎機能として、常駐する人員は 10 名程度であるため、10 人以上が集まる会議室の利用は低くなります。そのため、災害対策本部として活用可能な大会議室以外の会議室は、相談機能などと併用可能な設備、規模とします。
- ✓ 会議室にはいずれも、専用モニター、マイク、スピーカーといった WEB 会議に対応した通信設備を備えます。

交流機能 他の導入機能と連携した交流スペース

- ✓ 複合施設の特徴を活かし、住民同士だけでなく、すべての来訪者が利用することができる交流スペースを備えます。
- ✓ 情報発信の内容は町行政情報などに加え、他の導入機能と共同した町の魅力発信の場とします。

出張所機能 石垣庁舎と同様のサービスを受けられる機能

- ✓ 石垣庁舎と同様の窓口機能を大原庁舎、各島の拠点施設にも設置し、各島の町民が同等に利用可能な施設機能を整備します。
例) 離島割引カード、マイナンバーカード、その他更新手続き等



5.1.3. 各機能を担う諸室計画

整備方針に従い、各機能を担う諸室一覧を以下に示します。

エントランスを含み、約 440 m²を庁舎機能の必要面積として設定します。(共用部除く)

表：庁舎機能の計画諸室

計画諸室	担う機能	面積
執務室	執務機能	110 m ²
	窓口機能	
	相談機能	24 m ²
	休憩仮眠機能	40 m ²
倉庫	倉庫機能	50 m ²
遺体安置室	遺体安置機能	20 m ²
会議室	防災対策機能	120 m ²
	会議室	
エントランス	交流機能	75 m ² 程度
出張所	窓口機能	-
	相談機能	
	防災対策機能	
	交流機能	
合計（出張所除く）		439 m ²

5.1.4. 各諸室規模の考え方

各諸室規模の考え方を以下に示します。

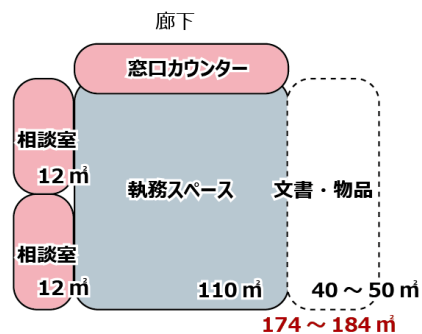
■ 執務室

執務機能と窓口機能、相談機能を担う執務室は、庁舎機能に配置される 12 名程度の人員に対応可能な規模とします。窓口対応が求められる課は 2 課程度であるため、カウンターは執務スペースに応じて、2・3 人同時に対応可能な規模とします。

また、想定される文書・物品の容量、プリンタースペース、簡易な打合せスペースを配置します。

配置・規模のイメージ

執務室内に配置する機能	面積
執務スペース 12 名程度 窓口カウンター プリンター、簡易打合せスペース	110 m ²
相談室 2～6 名程度 2 室	24 m ²
文書物品用スペース（倉庫）	40～50 m ²
合計	174～184 m ²



■ 倉庫

庁舎機能が必要とする倉庫容量は、執務室以外に保管する文書・物品の容量から算定します。

また、将来的な余剰も見込んだ数値として、40～50 m²程度とします。



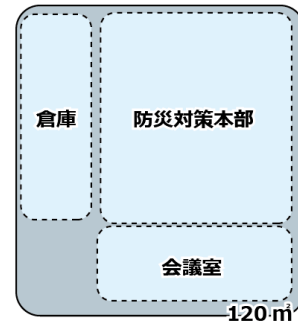
■ 会議室

会議室は、日常業務で使用する会議室と災害時の災害対策本部機能を担うことができる会議室を計画します。また、業者との協議など、簡易な打合せに使用する会議室も計画します。

なお、防災対策本部機能の規模は、石垣庁舎と同様の機能を備えるため、石垣庁舎と同規模として計画します。

配置・規模のイメージ

会議室の種類	面積
防災対策本部機能 1 室 (メイン会議室、サブ会議室、備品倉庫)	90 m ²
日常的な会議室 1 室 (最大 12 名程度)	30 m ²
合計	120 m ²

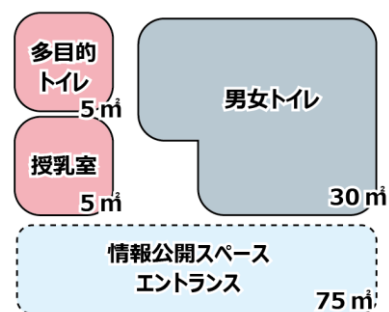


■ エントランスおよび便所廻り

庁舎機能のエントランス空間には施設全体で使用する、一般用トイレ、多目的トイレや授乳室を設けます。合わせて、行政情報などの情報公開スペースを兼ねた空間を計画します。

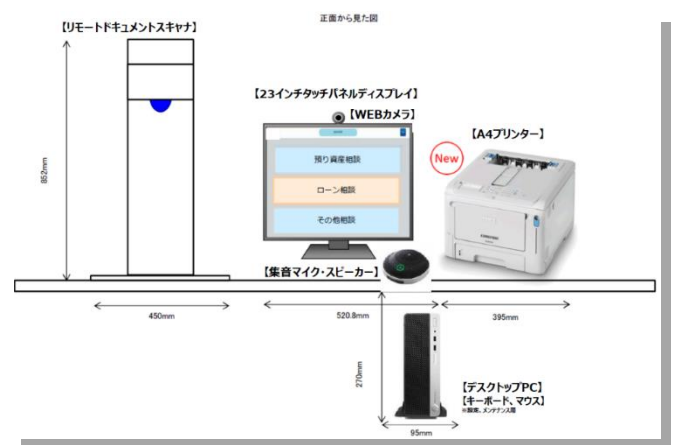
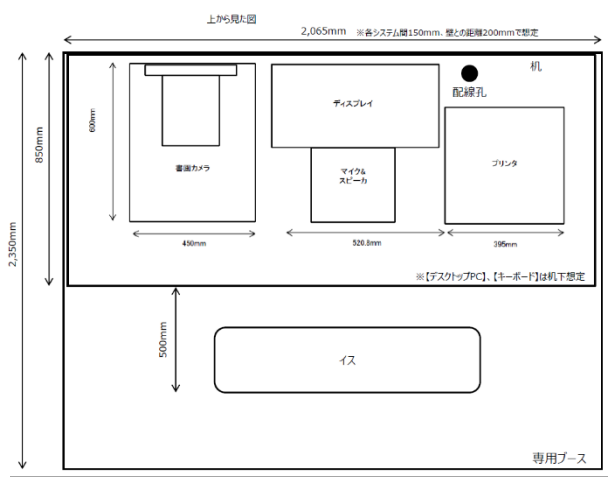
配置・規模のイメージ

執務室内に配置する機能	面積
多目的トイレ 1 室 車いす、オストメイト対応	5 m ²
授乳室 1 室	5 m ²
男女トイレ 各 3 基程度	30 m ²
情報公開スペース	75 m ²
合計	115 m ²



■ 出張所（各島）

2.5m×2.0m 程度のスペースを各島の拠点施設に確保し、遠隔相談・手続き可能な機能を備えます。



図：遠隔相談スペースの配置



5.2. 国等の関係機関機能編

5.2.1. 施設整備方針

国等の出先機関機能が有する機能に対する具体的な整備内容を以下に示します。

特に本機能は、庁舎機能に付随する機能として位置付けられるため、原則は庁舎機能の整備方針に従います。そのほか、本機能として特有の整備方針について記載します。

執務機能 庁舎機能と隣接した執務空間

■ フレキシブルで開放的な執務空間

- ✓ 庁舎機能が有する執務空間に隣接して、出先機関の執務空間を配置することで、将来的な組織改編においても、柔軟に対応しやすい計画とします。

会議機能 大原庁舎内の会議室を有効活用

■ 多目的に活用できる会議室の配置・運営

- ✓ 大原庁舎内に整備される会議室を活用し、短期的な活用にも対応できる執務スペースを設けます。
- ✓ また、平時は貸会議室として運営することで、町民や来訪者などにも広く開放します。

倉庫機能 大原庁舎での執務に必要な備品置場

- ✓ 出先機関として必要な備品置場として、庁舎機能の倉庫の一部にスペースを確保します。
- ✓ 特殊な備品が必要となる場合は、大原庁舎全体として調整を図ることとします。

5.2.2. 各機能を担う諸室計画

整備方針に従い、各機能を担う諸室一覧を以下に示します。

約 220 ㎡を国等の関係機関機能の必要面積として設定します。

なお、会議室については庁舎機能の会議室を共有し、独自の会議室は計画しないこととします。

国等の出先機関の計画諸室

計画諸室	担う機能	面積
執務室 (常時 2 機能想定)	執務機能	120 ㎡
	窓口機能	
倉庫	倉庫機能	100 ㎡
会議室	会議機能	－ (庁舎機能共有)
合計		220 ㎡



5.2.3. 各諸室規模の考え方

各諸室規模の考え方を以下に示します。

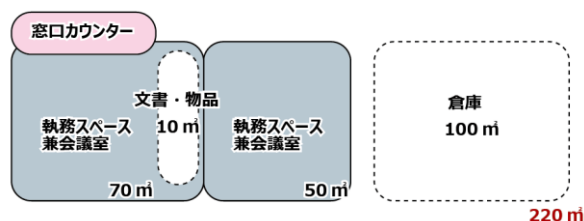
5.2.4. 執務室

国等の出先機関の執務室は、大原庁舎に配置が予定される機関の最大人数を上限とし、15名程度が執務可能な規模を想定します。最小でも2機関が同時に使用できるよう計画します。

また、窓口カウンターが必要となる場合でも対応できるよう、庁舎機能の執務スペースに準じた作りとします。

配置・規模のイメージ

執務室内に配置する機能	面積
執務スペース 10名程度 2室 窓口カウンター	120 m ²
倉庫	100 m ²
合計	220 m ²



5.2.5. 倉庫

倉庫機能は、農作業系の器具や調査機器などの収納に使用するため、比較的大きなスペースを確保します。

5.3. 地域福祉施設機能偏

5.3.1. 施設整備方針

地域福祉施設に必要な整備内容を以下に示します。

保健師執務機能 町職員と保健師の執務空間

■ 庁舎機能と一体的な執務空間

- ✓ 町職員の執務スペースは、庁舎機能が担う執務スペース内に配置することとします。

■ 保健師執務・相談スペース

- ✓ 駐在する保健師のための執務空間と相談室は併設を基本とし、庁舎機能の執務スペースとは独立した配置とします。

5.3.2. 各機能を担う諸室計画

整備方針に従い、各機能を担う諸室一覧を以下に示します。

約30 m²を庁舎機能の必要面積として設定します。

地域福祉施設の計画諸室

計画諸室	担う機能	面積
相談室	相談機能	10 m ²
執務室	執務機能	※庁舎機能に含む
保健師執務室	相談機能	10 m ²
	執務機能	
合計		20 m ²



5.3.3. 各諸室規模の考え方

各諸室規模の考え方を以下に示します。

■ 相談室

相談室は相談者 1～2 名、職員 1～2 名程度を想定し、概ね、10 m²と設定します。

■ 執務室

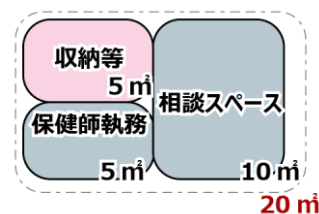
職員の執務空間は庁舎機能が担うこととします。

■ 保健師執務室

駐在する保健師は 1 名であることから、1 名が執務可能な空間と、簡易な診察を含む相談スペース、薬品等を保管するスペースを備えます。

配置・規模のイメージ

保健師執務室に配置する機能	面積
保健師執務スペース	5 m ²
相談スペース	10 m ²
収納等	5 m ²
合計	20 m ²



5.4. 自主防災活動拠点機能編

5.4.1. 施設整備方針

自主防災活動拠点機能に必要な整備内容を以下に示します。

災害時対応拠点機能 一時避難可能な屋外スペース

■ 広場を利用した防災スペースの確保

- ✓ 敷地内には防災広場を設けます。
- ✓ 災害時の一時避難スペースとして活用するとともに、マンホールトイレや救助活動可能なスペースを確保し、インフラ遮断時や救援物資、ボランティア活動の場として活用します。

■ 施設の屋上等を利用した防災スペースの確保

- ✓ ハザードマップでは、高潮、津波による浸水の被害は無いと予想される地域ですが、施設の屋上部分には災害時等、避難可能なスペースとして計画します。
- ✓ 日常的には、観光客も利用可能な眺望スペースとして開放することも計画します。

休憩仮眠機能 宿泊可能な居住スペース

■ 災害時にも活用できる生活機能

- ✓ 災害時のみならず、離島であるため天候によっては数日間、施設に留まらなければならないことがあります。その際の、職員の生活スペースとして、居住スペースを確保します。
- ✓ 災害時には避難者やけが人、病人の救護等に活用します。



5.4.2. 各機能を担う諸室計画

整備方針に従い、各機能を担う諸室一覧を以下に示します。
約 40 m²を自主防災活動拠点機能の必要面積として設定します。

自主防災活動拠点機能が担う機能

計画諸室	担う機能	面積
休憩仮眠室	休憩仮眠機能	40 m ²
屋外避難スペース	一時避難機能	※計画により確保可能な面積
屋上避難スペース	同上	同上
多目的ホール	避難やイベント	620 m ²
合計		660 m ²

5.4.3. 各諸室規模の考え方

各諸室規模の考え方を以下に示します。詳細な規模算定の考え方は補足資料にて示します。

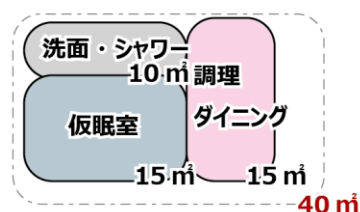
■ 休憩仮眠室

平時は予定職員数である 10 名程度を目安にキッチンスペースやシャワーブース、洗濯室など、生活に必要なスペースを設けます。また、病人等が仮眠可能なスペースも設けます。

睡眠用のスペースは、他の執務スペースや会議室、相談室等を活用する想定です。

配置・規模のイメージ

詰所内に配置する機能	面積
休憩・仮眠・ダイニング	40 m ²
合計	40 m ²



5.5. 防災対策拠点機能編

5.5.1. 施設整備方針

防災対策拠点機能に必要な整備内容を以下に示します。

長期避難機能	長期滞在可能な地下避難スペース
--------	-----------------

■ 特定臨時避難施設の設置

- ✓ 施設の地下を活用し、特定臨時避難施設の技術ガイドラインに沿った地下避難スペースを計画します。通常時は会議室利用や避難訓練などによる活用を想定します。
- ✓ 避難人員は職員及び地域住民、観光客を想定し、100 名が一か月間生活可能な設備・物資を備えた計画とします。

■ 地下避難スペースとして活用可能な地下駐車場の設置

- ✓ 特定臨時避難施設として必要な面積を確保した、他の地下スペースは地下駐車場として計画します。通常時は公用車等を停める駐車スペースとして利用します。
- ✓ また、地下避難スペースと往来可能な計画とします。



各諸室計画と規模については、特定臨時避難施設の技術ガイドラインに示される計画例を参考に計画することとします。

[illegible]

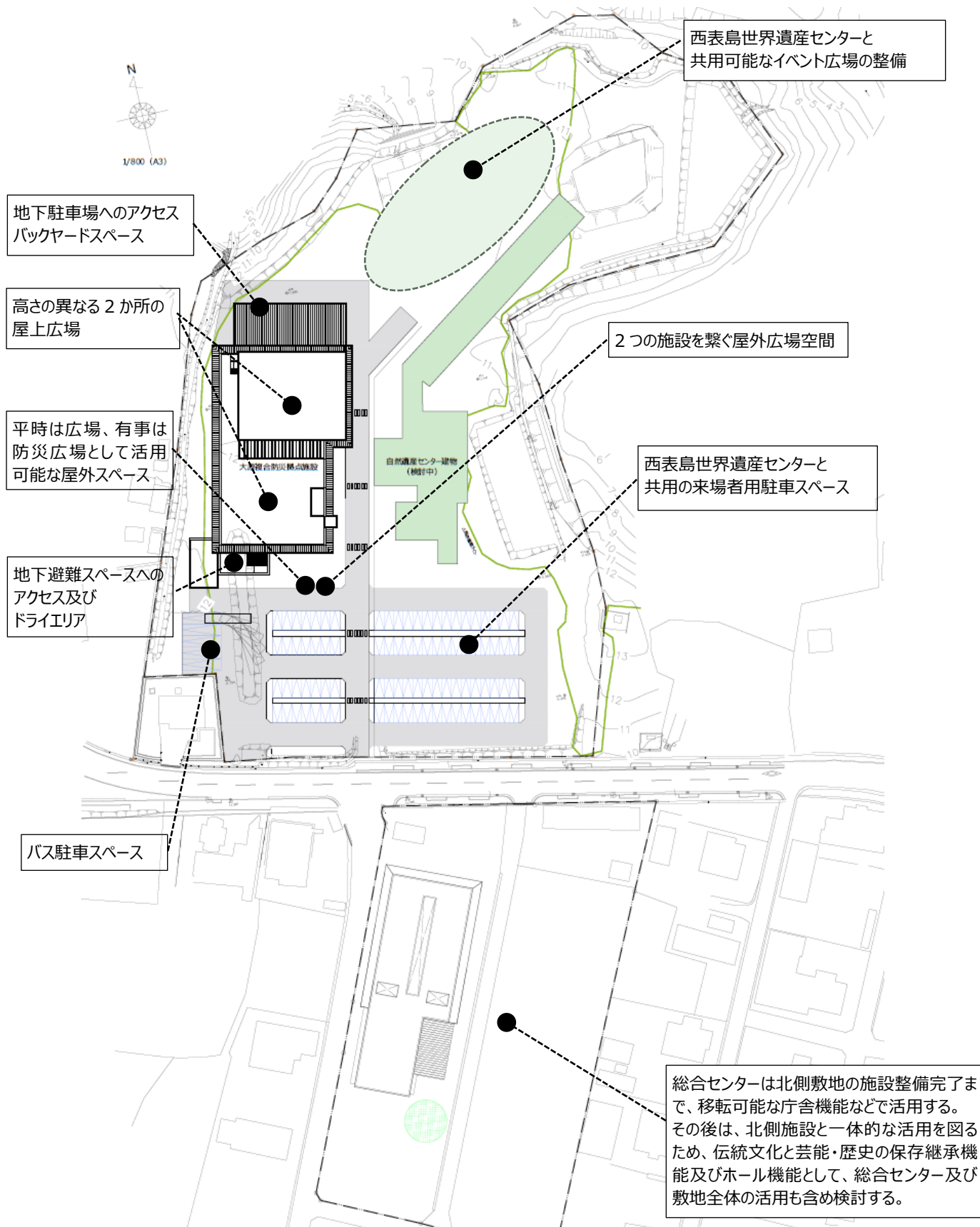
-p.31-



6. 整備基本計画

6.1. 配置計画

配置計画案を示します。西表島世界自然遺産センターとの間には通り抜けられる中央通路を確保します。駐車場側には防災広場を配置し、有事の際に活用できる場として位置づけます。





6.2. 施設規模算定

西表島大原複合防災拠点施設に導入する機能に応じた必要な諸室と、想定規模を以下に示します。

階数	導入機能		計画諸室	規模	利用人員	担う機能・備考
1 階	庁舎機能		執務室	115 m ²	10～12 名	執務機能と窓口機能
			相談室	24 m ²	各 2～4	2室の合計
			更衣・シャワー	15 m ²	—	関係機関と共用
			給湯	20 m ²	—	関係機関と共用
	国等の関係機関機能		関係機関等	70 m ²	3～5 名	執務室・窓口
	自主防災活動 拠点機能		遺体安置室	20 m ²		一時的な安置スペース
			多目的ホール	620 m ²	長期避難 155 名	避難・議会・イベント等
			備蓄倉庫	45 m ²	—	
	共用部		エントランス・廊下	538 m ²	—	共通エントランス・EV
			便所・倉庫	38 m ²	—	一般バリアフリー対応
			機械・倉庫	70 m ²	—	施設全体共用
合計			1575 m ²			
2階	庁舎機能		町長室	30 m ²	1 名	執務＋2 名応接程度
			会議室	30 m ²		
			給湯更衣	35 m ²		
	国等の関係機関機能		関係機関等	150 m ²	7～10 名	執務室・窓口
	地域福祉機能		相談室	30 m ²	1～2 名	保健師専用の相談室
			執務室			執務室
	自主防災活動 拠点機能		防災対策本部	90 m ²	—	石垣庁舎と同等機能
			休憩仮眠ダイニング	42 m ²		生活を担う室
	共用部		廊下・ロビー	185 m ²	—	EV 含む
			便所・倉庫	38 m ²	—	執務者用
			機械・倉庫	125 m ²	—	施設全体共用
合計			755 m ²			
地下	自主防災活動 拠点機能		地下避難スペース	450 m ²	100 名	居住用ベッド、備品含む 1 人当たり 4.5 m ² （想定）
	備蓄倉庫			35 m ²		主に食料保存用
	機械室			35 m ²		有事の際のインフラ
	便所・水廻り			65 m ²		
	緊急時避難経路・共用			361 m ²		共用部と通路部分
	駐車スペース			600 m ²	10 台程度	
	合計			1546 m ²		
屋上	自主防災活動 拠点機能		屋上広場①	620 m ²	一時避難 375 名	日常的な活用と 災害時の一時避難対応
			屋上広場②	650 m ²	一時避難 393 名	
延床面積①				3876 m ²		屋上広場除く
延床面積②				2330 m ²		屋上広場・地下除く

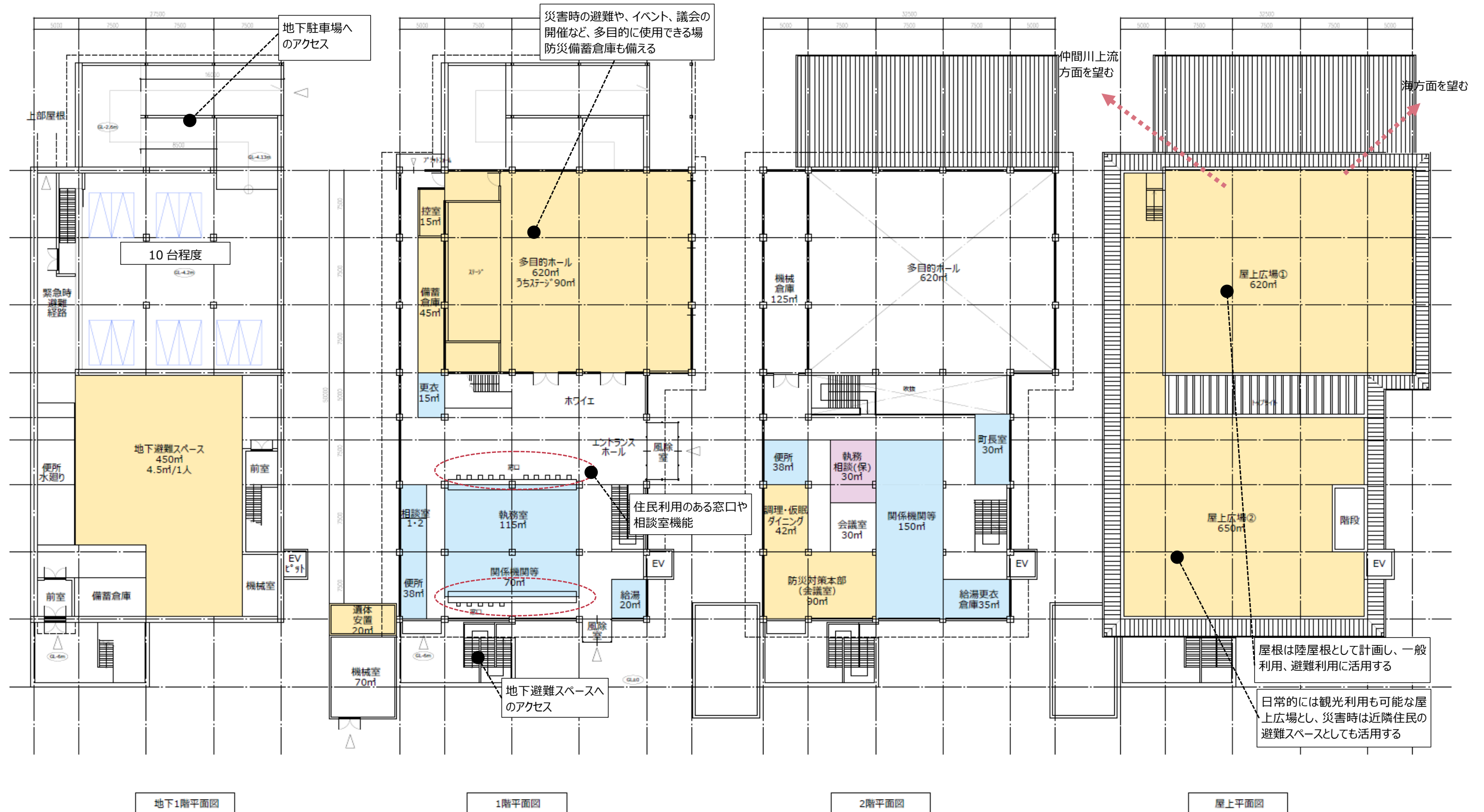
※避難時の考え方については、今後庁内における避難計画と整合を図り、実際に想定される避難人数を収容可能な人数とします。本計画では、長期滞在型の避難施設として 1 人/4 m² 一時避難として 1 人/1.65 m²をもとに算定しています。(国交省・内閣府公開資料より)



6.3. 施設計画図

6.3.1. 平面計画

大原複合防災拠点施設の平面計画案を示します。以下の図は基本計画としての検討図であり、今後これら内容の施設が建設されることが確定するものではありません。





6.4. 概算事業費

建設に関わる概算事業費は以下のとおりです。

a) 事業費算定面積

算定に用いた各面積は以下のとおりです。

表：基本計画に基づく算定面積

算定項目	面積 (㎡)	算定項目	面積 (㎡)
敷地面積	6,500	建築面積	1,575
外構面積	4,925	延床面積	3,876
緑化面積	3,025	延床面積地下除く	2,330
舗装面積	1,900	延床面積地下のみ	1,546

b) 事業費算定に用いた単価

概算事業費の算定にあたっては、近年西表島で建設された公共施設の工事費を参考に面積当たりの単価を設定しています。また、地下掘削に関しては、周辺環境に配慮し静的破碎工法を採用した場合の単価をメーカーにヒアリングのうえ設定しています。

c) 概算事業費算定結果

※調整中

6.5. 施設整備に必要な期間

基本設計から建設完了、供用開始までに必要な期間は以下のとおりです。

従来方式として想定した場合は最短で令和 11 年度竣工になります。

表：共用開始までに必要な期間

主な事業	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
基本計画等	本計画策定					
基本設計		基本設計 8 か月				
実施設計			実施設計 12 か月	各種申請等含む		
建設工事				建設工事 24 か月		
準備等					備品	引越し 供用開始



7. 事業スケジュール

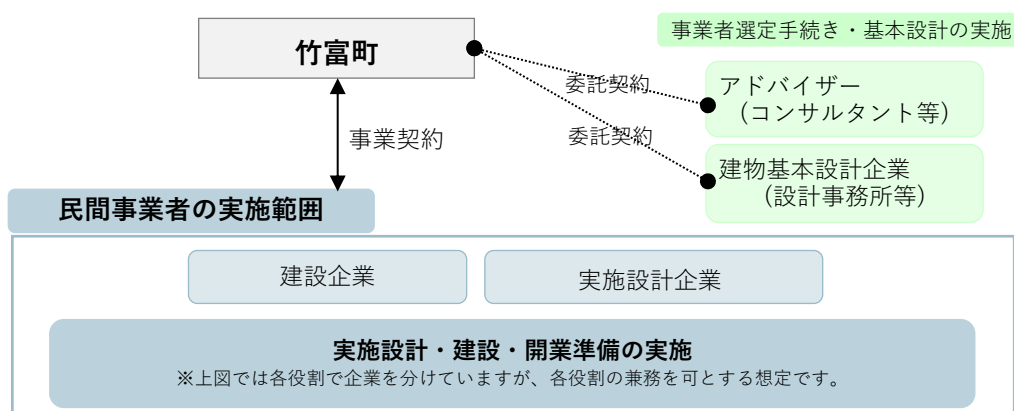
7.1. 事業範囲と事業スキーム

本事業は官民連携事業として実施します。事業方式は、以下に示す2つの方式のうち、民間事業者の事業範囲の範囲や発注時期の社会情勢を踏まえ、本事業にふさわしい方式を採用します。

7.1.1. 基本設計「先行型」DB方式の場合：実施設計業務、建設業務、工事監理業務

⇒DB 事業者選定前に基本設計を実施するため、緊防債の適用範囲の事前調整や、特定臨時避難施設の仕様を反映、諸室の大きさ、配置等を検討・庁内合意した基本設計をまとめることが容易です。その上で、DB 事業者の選定手続きを実施するため、町の求める機能を基本設計として反映することができます。

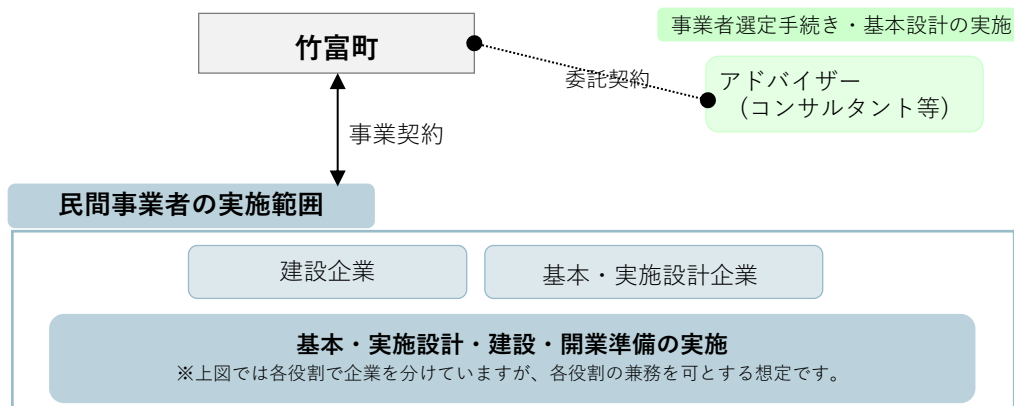
基本設計先行型 DB 方式



7.1.2. 基本設計「を含む」DB方式の場合：基本設計業務、実施設計業務、建設業務、工事監理業務

⇒DB 事業者選定前は、基本計画の策定までであるため、民間事業者の提案に委ねる範囲が上述の基本設計先行型と比較して広がります。具体的な諸室の配置決定や関係機関調整については、DB 事業者決定後に民間事業者が実施します。※石垣庁舎と同様の方式です

基本設計を含む DB 方式





7.2. 事業スケジュール

官民連携事業として実施した場合の事業スケジュールを以下に示します。

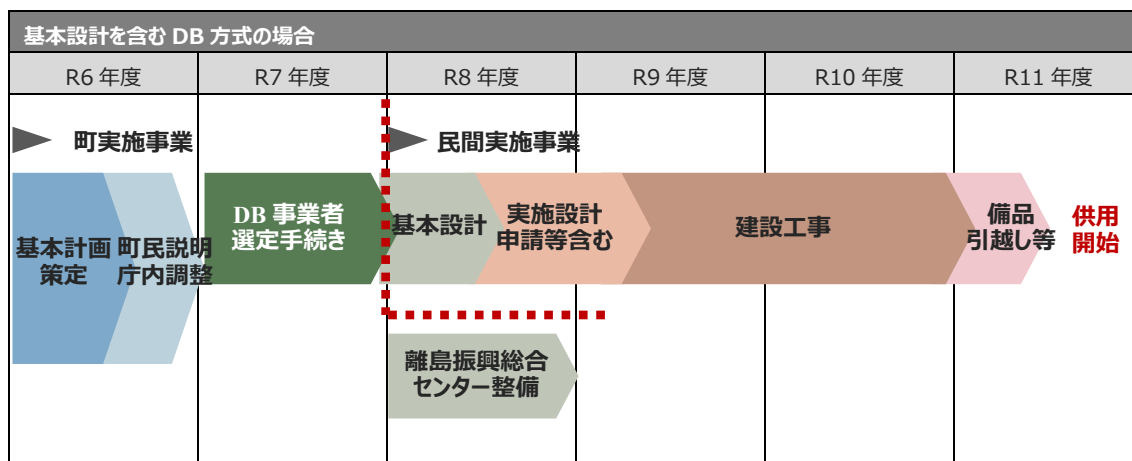
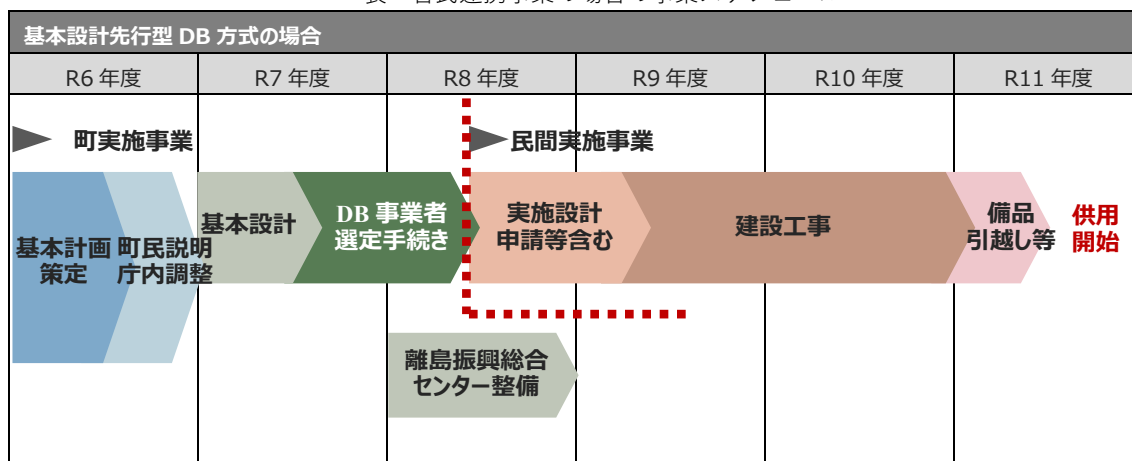
2つの事業方式それぞれの場合を想定しています。

いずれの場合においても、供用開始時期に差は生じない見込みです。

基本設計先行型 DB 方式の場合は、DB 事業者選定に先立ち、基本設計を行うことで、基本計画を基にした町民意見や庁内調整結果を、基本設計として具体化し仕様発注を行うことができます。町の意見を民間事業に反映しやすくなります。

基本設計を含む DB 方式の場合は、基本計画完了後、DB 事業者選定を行います。設計・建設事業がすべて民間事業になるため、事業者によって施設が大きくなります。民間の意向を反映しやすくなります。

表：官民連携事業の場合の事業スケジュール



7.3. 避難施設建設事業としての視点

本計画は、一時避難機能、長期避難機能、かつ、特定臨時避難施設としての機能を有する施設です。

施設設計に向けては、災害時や有事における避難方法や活用方法、特定臨時避難施設として備えるべき機能・性能について、今後もガイドラインの公開等が予定されており、引き続き施設計画を検討する必要があります。また、特定臨時避難施設に関するガイドラインや技術的基準を、DB 方式における要求水準として性能を定めた事例はありません。

こういった背景を踏まえ、本事業の実施においては、施設計画に対して、引き続き社会情勢に応じた町の意向・検討を反映した基本設計として避難施設機能を具体化し、仕様発注を行うことができる「基本設計先行型 DB 方式」がふさわしいと考えられます。



8. 関連資料

8.1. 関係法令による計画条件

基本計画検討において特に係る法令による規制・基準等を示します。

8.1.1. 自然公園法

以下に示す地域及び法規制の対象地域であり「届出を要する行為」に該当する。

該当地区	西表石垣国立公園普通地域 / 利用施設計画・保護施設計画なし
本計画に係る規制内容	西表国立公園管理計画書 / 自然公園法 / 自然公園法施行規則

届出を要する行為 法第 33 条第 1 項	法第三十三条第一項第一号に規定する環境 省令で定める基準 規則 14 条
1.その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。	イ.建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
2.特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。	ロ.送水管 長さ七十メートル
3.広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。	ハ.鉄塔 高さ三十メートル
4.水面を埋め立て、又は干拓すること。	ニ.船舶の係留施設 長さ五十メートル
5.鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においては、海域公園地区の周辺 1 キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。	ホ.ダム 高さ二十メートル
6.土地の形状を変更すること。	ヘ.鋼索鉄道 延長七十メートル
7.海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺 1 キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。	ト.索道 傾斜巨長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
	チ.別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
	リ.遊戯施設（建築物を除く。）高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル
	ヌ.太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル



西表国立公園管理計画書で示される基準	
許可届出等 取扱基準	ア.西表島の亜熱帯性照葉樹林等の保護を図るため、公園計画に基づく施設、管理上または学術研究上必要と認められる施設並びに農業その他の地域住民の生活上必要と認められる施設以外は、原則としてその設置を許可しないものとする。 イ.仲御神島の海鳥類の集団繁殖地の保護を図るため、管理上又は学術研究上必要と認められる施設以外は、原則としてその設置を許可しないものとする。 ウ.竹富島、黒島、小浜島におけるサンゴ石垣、琉球瓦屋根、ヒンプン、フクギの防風林、御獄などに代表される人文景観及び自然海岸の保護を図るため、次の方針で指導を行う。 ア) 工作物の新築等 ・石垣の新築及び増改築に当たっては、サンゴ石積とすること。 ・屋根は琉球瓦葺とすること。 ・郷土樹木、熱帯花木などによる修景緑化を行うこと。 イ) 人工護岸の新設は原則として認めない。 ウ) 汚水の海への直接排水は認めない。 エ.黒島西の浜の国際的に絶滅の恐れのある種とされ、また、学術上も貴重であるウミガメ（アカウミガメ及びタイマイ）の産卵地の保護を図るため、人工護岸その他工作物の設置は、原則として認めないものとする。 オ.各島における土地改良事業（農用地開発、農業構造改善、牧野改良、圃場整備）の実施に際して、赤土の流出防止等を図るため、次の方針で指導を行う。 ア) 小川、小さな谷等、小さな自然の地形や植栽を残すよう、計画に当たってきめ細かい配慮を行うこと。 イ) 残土処理については、土捨て場の選定、土砂の流失防止に十分留意することとともに、緑化を行うこと。 ウ) 排水溝、沈砂池等を設けること。ただし、素堀排水溝は認めないものとする。
公園事業 取扱方針	ア.施設のデザイン、建築材料、修景植栽などについては、地域の人文景観を調和するよう特に次の点に留意するものとする。 ア) 石垣の新築、復旧に当たってはサンゴ石積とすること。 イ) 屋根は原則として琉球瓦葺とすること。 ウ) 修景緑化に当たっては、郷土樹木等を使用すること。 イ.地域の特殊性を考慮し、施設の維持及び管理運営の万全を図るため、管理方法、組織予算について事前に計画書を提出させ、指導を徹底する。
一般公共 事業	ア.普通地域内において港湾整備、道路改良及び土地改良の各事業が行われており、また、特別地域内における土地改良事業が予定されているので、次の取扱方針により指導等を行う。 ア) 工事に伴う赤土流出による海水汚濁防止対策、残土処理方法、修景緑化計画等について指導等を行う。 イ) 事前にその内容を把握するため、沖縄総合事務局、沖縄県土本部及び農林水産部、石垣市、竹富町を対象にヒアリングを行い事前調整の徹底を図る。
その他抜粋	・自然的特質から「自然の教室」として、自然公園本来の意味を積極的に機能させることが重要である。今後とも関係機関等との協力体制を維持しつつ、これら行事や活動を拡充するとともに、ビジターセンターの展示充実、パンフレットの作成、船会社等に対する情報の提供を行う。



8.1.2. 竹富町景観計画

本計画敷地は景観法第 8 条に基づく竹富町景観計画における、自然景観保全地区に該当する。

計画の将来像	島々の誇りと個性がきらめき、大自然と文化とくらしがともに生きる景観しまづくり
西表島の将来像	雄大な自然とともに生きる交流の景観しまづくり

自然景観保全地区の景観形成の方針	○建築物・工作物の建築・建設等にあたっては、島の骨格を形成する山並みや緑の稜線を障害しないよう、配置や規模、素材等に十分配慮したものとします。 ○森林の適正管理に努め、良好な森林景観を維持します。 ○変化に富む海岸線や美しい砂浜等、良好な海岸景観を構成する資源を保全します。 ○海岸付近に建築物等の建築・建設等を行う際には、島々の重要な景観資源である海への眺望を障害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。	
届出対象行為の基準	本町においては、必須届出対象行為である建築物・工作物の建築・建設及び開発行為については、特段の事情がない限り、届出対象行為とします。	
自然景観保全地区における景観形成基準	高さ・配置	①建築物の高さは、原則として竹富島、新城島においては平屋かつ 8 m 以下、その他の地域においては 2 階以下かつ 10m 以下とし、緑の稜線を乱さないよう高さ・配置に配慮することとする。 ②建築物等の配置は、山並みの景観や海への眺望景観を障害しないよう配慮することとし、建築物等が大規模となる場合は、自然景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。
	形態・意匠	①建築物の屋根の形状は伝統的な家屋形態との調和を図るため、寄棟(4～6 寸勾配)、素材は琉球赤瓦葺きを基本とし、山並みや稜線等、周辺の景観と調和するよう配慮することとする。 ②周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いないものとする。 ③屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うものとする。
	色彩	①建築物の外壁は、周辺の自然景観になじむ色彩（マンセル値：色相 Y R～Y、明度 8 以上、彩度 3 以下）とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものについては、この限りではない。
	敷地内の緑化	①敷地内は敷地面積の 60% 以上の緑化を行うとともに、周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこととする。 ②屋外の駐車場は、できる限り緑化するものとする。
	垣・柵・塀	①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から 1.5m 以下とする。
	その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこととする。



8.1.3. 沖縄県県土保全条例

本計画敷地面積は 3,000 m²を超えるため、沖縄県県土保全条例の規制対象となるが、「第 18 条（適用除外）

（1）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要する同法第 4 条第 12

項に規定する開発行為」に該当する可能性がある。そのため、適用の判断については基本計画図をもって関係機関協議を行う。なお、計画に関しては、当該条例に配慮しつつ検討を進める。

開発行為の基準	建築物の建築等に供する目的で行う土地区画形質の変更 （土地区画形質の変更） ・区画の変更 土地利用形態としての区画の変更、一団の土地を分割し宅地分譲を行う場合など単なる分合筆の権利区画の変更は該当しない。 ・形質の変更 切土、盛土等を行による土地の物理的形狀の変更、開発区域内に道路等の公共施設を整備する場合、宅地以外の土地が宅地に変更される場合 ・開発行為にあたる切土、盛土 1,000 平方メートル未満の場合、平均で 50cm 以上 1,000 平方メートル以上の場合、平均で 30cm 以上
---------	---

8.1.4. 沖縄県赤土流出防止条例

沖縄県内で、1,000 m²以上の土地に対して事業行為を行う物には、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出・通知の義務があります。特に本計画段階に係り届出に向けた対策内容などを示します。

また、本計画段階ではコスト、配置計画への施設位置反映や、赤土流出防止に関する方針記載までとする。

計画・設計 検討事項	・開発区域における全ての土壌の種類を調査する。 ・赤土等流出防止施設の構造、配置を検討し、装置、構造図、配置図の作成。 ・濁水貯留施設（沈殿池）からの排出方法及び体積土砂の除去方法について検討。 ・事業地における残土の処分計画。
---------------	--



8.2. 環境調査の概要（報告書別添）

8.2.1. 実施の目的

本計画施設の建設に伴う環境影響について、現状把握を目的として実施した。なお、本調査の実施にあたっては各種法令の規定や指針のほか、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版、平成 26 年度版）」等、最新の技術的知見に基づいて実施している。

8.2.2. 調査項目

本調査の対象とする項目及び数量は表に示すとおりである。

表 業務項目一覧

調査項目		調査 回数	調査 数量	調査方法	
大気環境	騒音	1 回 (秋～冬)	2 地点	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省)に準拠し、建設予定敷地内で環境騒音、敷地前の県道 215 号沿いで交通騒音を測定する。測定は 1 時間ごとの 1 日 24 時間データを取得する。交通騒音測定時は同時に 3 車種交通量調査も実施する。	
	振動	〃	〃	「JIS Z 8735」に準拠し、騒音と同一地点において、騒音の時間帯に合わせて測定する。	
	夜空	2 回	事業 計画地	新月又はそれに類する状態において、スカイクオリティメーターを用いて現状における建設予定地の空の暗さを記録する。また、写真による状況記録を行う。その他、周辺からの進入光の明るさについても照度計を用いて記録する。	
自然環境	植物	植物相	1 回 (冬)	事業 計画地	任意観察法により、生育種を確認する。重要な種については、確認位置および個体数を記録する。
		現存植生	1 回 (秋)	〃	植物社会学的手法による植生調査を実施し、優占種により区分された植生図を作成する。
	動物	哺乳類	1 回	事業 計画地	環境省西表野生生物保護センターへのヒアリングを行い、事業計画地及びその周辺でのイリオモテヤマネコの確認状況と当該事業を進めるにあたっての留意点を確認する。
		鳥類	4 回	〃	任意観察法により、生息種を確認する。重要な種については、確認位置および個体数を記録する。
		爬虫類・ 両生類	1 回 (春)	〃	任意観察法により、生息種を確認する。重要な種については、確認位置および個体数を記録する。
		陸生甲殻類	1 回 (夏)	〃	任意観察法により、生息種を確認する。重要な種については、確認位置および個体数を記録する。
		陸生昆虫類	4 回	〃	任意観察法およびライトトラップ法により、生息種を確認する。重要な種については、確認位置および個体数を記録する。
		魚類・底生動物	1 回 (適期)	ため池	たも網等による任意捕獲およびトラップ法により、生息種を確認する。重要な種については、確認位置および個体数を記録する。なお、底生動物はマクロベントスを対象とする。
		陸生貝類	2 回 (夏・秋)	事業 計画地	任意観察法により、生息種を確認する。重要な種については、確認位置および個体数を記録する。
		クモ類	3 回 (春・夏・秋)	事業 計画地	任意観察法により、生息種および個体数を確認する。重要な種については、確認位置および個体数を記録する。

※調査数量欄に記載した事業計画地とは周辺環境も含んだ範囲を調査対象とする。



また、動植物の現地調査は、下表に示す着目種のほか、確認された種を記録した。特に重要種については位置情報等も記録を行った。

表 想定される主な重要種と調査項目ごとの調査時期

調査項目		調査時期(調査時期設定理由)				調査回数
		春 (3～5月)	夏 (6～8月)	秋 (9～11月)	冬 (12～2月)	
陸域生物	植物相	—	—	—	● (リュウキュウツチトリモチ・ ワニグチモタマ)	1回
	現存植生			●		1回
	哺乳類	—	● 西表野生生物保護セ ンターヒアリング (イリオモテヤマネコ)	—	—	1回
	鳥類	● 重要種の春の 中継地 (3～4月カムリワシ 幼鳥追い出し)	● フクロウ類	● 重要種の秋の 中継地	● 重要種の越冬 (カムリワシの ディスプレイ)	4回
	爬虫類 ・ 両生類	● (キシノウエトカゲ・ セマルハコガメ)		—	—	1回
	陸生 甲殻類		● (オカヤドカリ類)		—	1回
	陸生 昆虫類	● (ウスバカマキリ、 マサキウメナシヤノメ、エゾ トンボ科など)	● (イリオモテミナミヤンマ、タイ ワンハナダカバチなど)	● (ヤエヤママルハネ クワガタ)	● (イリオモテホタル)	4回
	魚類	キバヲヨシホモボリ、ハヤセホウスハセなど				適期 1回
	底生 動物	ヤエヤマハナダカトンボ、ヒナヤマトンボ、イリオモテミナミヤンマ、アシブトカタビロアメンボ、 モモイロサキガイ、マンクローブアマなど				
	陸生 貝類	—	● 梅雨の湿っている時 期	● 初夏の補足	—	2回
	クモ類	● (オオクロゲカシヨウコグモ、イシガキキムラグモ、ヤエヤマトゲグモ、 オキナワハラヒメグモ、イシガキアオグロハシリグモ等)	●	●	—	3回



8.2.3. 調査範囲

業務位置は図に示すとおりである。



図 業務範囲等位置図



8.2.4. 各調査結果

以降の調査結果については、別添の環境調査報告書に示します。